

成年後見制度利用促進専門家会議  
第5回地域連携ネットワーク  
ワーキング・グループ議事録

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進専門家会議  
第5回地域連携ネットワークワーキング・グループ  
議事次第

日 時：令和3年5月12日（水）14:00～16:30

場 所：オンライン会議

1. 開会

2. 議事

①有識者等による報告「新たな支え合いの検討」

②意見交換

3. 閉会

○上山主査 では、定刻となりましたので、ただいまから成年後見制度利用促進専門家会議第5回「地域連携ネットワークワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

このワーキング・グループは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、ウェブ会議システムを活用しての実施としています。

また、傍聴席は設けずに、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としています。

まずは、本日の委員の皆様の出席状況について、事務局から御報告をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。厚生労働省成年後見制度利用促進室長の松崎と申します。本日もよろしくをお願いいたします。

それでは、出席状況について説明をいたします。ワーキング・グループの関係委員は、御覧の表のとおりです。ただし、新保委員は本日出席が難しい旨の御連絡が先ほど入っていることをお伝えします。オブザーバー出席も御覧のとおり、関係省庁も御覧のとおりとなっています。

続いて、ウェブ会議システムにおける発言方法を確認いたします。発言される場合は、Zoomの「手を挙げる」機能を使用ください。発言者は主査から指名しますので、指名に基づき御発言をお願いいたします。「手を挙げる」機能を使用しているにもかかわらず、発言希望の御意思が会場に伝わっていないと思われる場合は、ウェブ会議システムの「チャット」機能等で会場へ御意思をお伝えいただくことも可能です。ただし、原則としてZoomの「手を挙げる」機能の使用をお願いいたします。なお、チャット機能等で御記入いただいた内容は、ウェブの画面及び配信動画においても表示されます。この点、御承知おきください。

よろしくをお願いいたします。

○上山主査 それでは、「有識者等による報告」に入ります。本日は、「新たな支え合いの検討」をテーマとしていますが、その趣旨について御説明をいたします。これは、今後、成年後見制度の利用者となり得る認知症高齢者等の増加が見込まれる中で、行政や司法もその対応を強化していく必要があるわけですけれども、地域の権利擁護支援に関する課題の中には、行政が対応しづらいものや、地域や民間のほうが柔軟に対応できるものがあります。

本日は、新たな支え合いに当たっては、こうした地域、民間の先進的な取組も踏まえて対応することが有益であると考えられるため、本日のテーマとしたものです。

それでは、3件の報告と質疑応答をして、その後に全体を通じての意見交換を行います。

まずは、議題に入る前に、事務局から、本日のワーキング・グループに関連する基本計画等の資料等の説明をお願いします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

前回の第4回のワーキングまでの論点は、基本計画の中間検証などでも取り扱われてきました論点を中心に御議論いただいたところであります。本ワーキングのこれからの論点は、次期計画の計画期間中に、後ほど資料でも御説明しますけれども、団塊の世代が全て75歳、いわゆる後期高齢者となる。そして、成年後見制度の利用を必要とする方が増加するということが見込まれます。加えて、制度を支える方にも限りがあるといった状況になってまいります。こういった中で、前回、上山主査からも論点提起がありましたけれども、地域共生あるいは権利擁護を軸にした取組をどのようにして広げていくことができるかといったことを考えていくことになると考えています。

まず、論点の前提となることに関して御覧いただければと思います。こちらは、3月の専門家会議でもお示ししておりますワーキング・グループの設置要綱です。今回のワーキング・グループは、こちらに御覧いただくように、地域連携ネットワークワーキング・グループということにして、論点と主な課題ということですが、権利擁護支援の地域連携ネットワークの充実ということにして、ネットワークの機能強化、そしてネットワークの体制拡大といったことに関連するということです。

先ほど申し上げましたとおり、成年後見制度の利用を必要とする方が増加すると見込まれる。制度を支える方にも限りがあるという中で、どうやってこういったネットワークの機能を強化し、そして体制拡大を図るかということが論点になってくると考えているところでございます。

併せまして、今回の基本計画では、全国どこの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指すという形で、看板が掲げられているということです。

そして、その制度の必要な方というのは、都市部、地方に広域に広がってしまっていて、また、その支えられる方も、御家庭の事情であったり、所得の事情であったり、様々な状況があります。こういった中において、成年後見制度、ひいては権利擁護の支援を全国にどのように届けていくかということを考えていく必要があるのではないかと考えています。

そして、参考資料ということで、こちらの資料の説明をさせていただきます。こちらが「検討テーマに係る関係資料」ということで、今回のテーマである「新たな支え合いの検討と多様な主体の参画」ということです。

まず、基本的なデータをみていきましょう。これは、御存じのことかと思いますが、3月の会議でもお示したものです。日本の人口は、近年、減少局面を迎えています。

その中で、人口構成比ですけれども、2025年は団塊世代の方々が後期高齢者になるということで、高齢化率も18%、そのままぐっと伸びていって、2060年には27%までになる。4人に1人以上という状況になるということです。ちなみに、先ほど申し上げましたとお

り、この2025年を超える計画というのが今回の基本計画の改定になるということであり  
ます。

そして、こちらを御覧いただければと思いますが、単身世帯が増加傾向にあるというこ  
とで、1人で生活を支えることを必要とする方が増えているという状況です。

そして、世帯構成です。一番左側が単独世帯、そこから1つ右のところ夫婦のみの世  
帯ということで、1人ないしは夫婦のみの世帯というのが増加傾向にあります。

次は、支え手ということです。水色が成年後見の関係で、親族の方が後見人として選任  
されているケースです。そして、上のオレンジ色のほうが専門職、弁護士さん、司法書士  
さん、社会福祉士さん等の割合を示しています。御覧いただければ、制度の発足から見て、  
親族後見の割合が年々減って行って、対して、第三者後見人、親族後見人以外の方が支え  
る形になっていっている傾向がずっと続いているというのが見えるのではないかと考えて  
います。

こちらは内訳になりますが、親族はこのような数字、親族以外は8割ということ  
です。分解してみると、親族以外のところ、弁護士さん、司法書士さん、社会福祉士さん  
が大半を占めるということで、その他も割合は少ないですが、様々な方によって支えら  
れている仕組みであるというのが分かります。こういった形で、親族後見人以外でこの形  
をこのまま継続できるかというのが、1つ、考えるべき点ではないかと思っています。

ということで、こちらがまとめになるのですが、権利擁護支援のニーズの増加が見込  
まれる中で、地域全体でどのように支える仕組みを構築していくかということを検討して  
いく必要があると考えております。今回から7回までのワーキングのテーマになりますが、  
そういった中で新たな支え合いをどのようにしていくのか。そして、多様な主体の参画を  
どうやって確保していくのかといったことが大きな論点になるのではないかと  
いうことで、お示ししています。

法定後見、任意後見という形がありますが、法定後見制度の利用者のニーズと担い手  
について、少しみていきたいと思えます。

まず、こちらは3月に資料をお示ししたものです。

左側が成年後見制度に求めている一般的なニーズということで、状態像としては、認知  
症や知的・精神障害等により、本人の判断能力が不十分ということで、預貯金の関係であ  
ったり、身上保護といったところのニーズがあるということです。

一方で、福祉・行政とも関係しているのがこの制度ということですが、こちらの側から  
求めているニーズというのが、右にありますように、認知症、知的・精神障害等により、  
本人の判断能力が不十分であるのですが、それに加えて、支援するキーパーソンを立てら  
れないケースであったり、福祉サービスにはつながったが、家族から孤立しているケー  
スです。こういったところでも何らかの支えが必要ではないかというニーズが現場では求  
められているということでもあります。

そこで、担い手であったり、こういったネットワークに関連しまして、専門家会議とか

本ワーキング・グループの議論を幾つかピックアップして整理してみました。

1つ目が、担い手・ネットワークの在り方の検討に関する意見です。法人後見、市民後見、専門職、それぞれの担い手の在り方をしっかり議論する必要があるといった御意見がありました。

併せて、権利擁護の支援が必要な方が地域で本人なりの豊かな暮らしを送るためには何が必要で、そのために誰とつながり、どんな仕組みがあればよいかということを常に考える必要があるといった意見もありました。

併せて、市民による支え合いを進めていく仕組みを考えていくべきといった意見もありました。

次ですけれども、権利擁護の視点等を踏まえて、担い手・ネットワークを拡大すべきといった意見が幾つかありました。

1つ目です。誰のための権利擁護なのか、本人の立場に立って、制度の利用を考えられるようにしてほしいということ。

そして、2つ目が、権利擁護支援について、全ての関係者が必要な知識を得る場が必要である。これによって、多くの関係機関が参加することになるということで、権利擁護支援の考えを広げていくといった御意見がありました。

次が、認知症の本人・介護家族に特化するならば、高額な財産・資産などを保有しているのではなく、ごく一般的な生活水準の暮らしにおいて、金融機関等の柔軟な対応が可能であれば、あえて成年後見を利用しなくても済む場合もあるということで、成年後見以外による支えについても目を向けるべきではないかといった意見もありました。

次は、身元保証の問題ということで、何が求められているのかという機能に立ち戻って検討することも必要。仔細に見れば、支払、債務、緊急連絡先が求められていると言えるが、そもそもこれら全てを成年後見人も含めた特定の人や機関に任せてしまう方法でいいのかということも検討する必要があるということで、様々な主体により支えていくといった御意見がありました。

あとは、支え手に関してということですが、当事者が相談できるために、相談の敷居を下げてほしいといった意見が出ているということです。

法定後見に続きまして、任意後見制度に関するニーズということになります。

任意後見制度ですが、簡単に制度をみていきたいと思います。御本人と後見受任者のほうで任意後見契約を結びまして、公証人のもとで任意後見契約の公正証書を作成して法務局に登録するといった流れであります。こちらは、あらかじめ本人がまだ十分な判断能力を有するときというステージです。実際に判断能力が低下したときに発効するというのですが、御本人あるいは任意後見人等から、任意後見人選任の申立てというものを家庭裁判所に行いまして、家庭裁判所のほうから任意後見監督人を選任しまして任意後見が開始されるといった仕組みになっているということです。

それで、任意後見に関する意見も幾つかピックアップしております。任意後見利用促進

に関する意見ということですが。

基本計画が着実に履行されているけれども、任意後見と法定後見は車の両輪だけれども、なかなか任意後見の取組が見えないという話があって、分析しながら進めていく必要があるのではないかといった話があります。

あとは、任意後見契約手続や後見事務・監督事務の負担が重いと認識している制度利用者が少なくないことも読み取れる。そして、任意後見制度は使い勝手がよくない、報酬負担が重いと、マイナスの受け止め方にもつながって、潜在的に制度を利用している人たちが制度の利用を敬遠する要因になっているのではないかと。使い勝手が悪いといった話もあります。

最後は、意思決定支援の充実を柱に、日常生活自立支援事業の活用、任意後見制度等の活用、身元保証事業に代わる地域や医療・福祉機関によるおひとりさま支援の取組など、法定後見制度の利用だけではない、ニーズに応じた多様な支援の取組ということで、もう少し幅広い視野で支援すべきという話が御意見としてありました。

最後は、公証役場のネットワークへの参画ということで、任意後見のほうは、先ほど公証役場がキーとなって契約という話になるのですけれども、ここにネットワークであったり、中核機関にとっての身近な連携先と位置づけるようなことができないのかといった意見がありました。

ちなみに、成年後見制度の利用促進のポータルサイトをこの2月から立ち上げておまして、ネットの閲覧数のデータを取ってみました。閲覧数の多かったページというのは、実は任意後見のページということで、任意後見に関する関心が高まっているのかなということがうかがえるということです。

続きまして、基本計画の関連箇所等についてみていきたいと思えます。こちらが基本計画の抜粋になります。

まず、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるということです。

そして、早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備するということです。

最後に、12ページです。成年後見制度の利用促進の観点からの寄附を活用した助成制度の創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる。

こういったことが基本計画等で記載されているということです。

事務局のほうからの説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、有識者の方の報告に移ります。

まずは、本別町社会福祉協議会の笹川氏からお願いいたします。

○笹川参考人 ただいま御紹介いただきました本別町社会福祉協議会の笹川と言います。

今日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

本会のほうからは、社会福祉協議会の中に設置しているあんしんサポートセンターという取組の中から、新たな支え合いということの御紹介をさせていただきます。

では、資料のほうを画面共有させていただきます。それでは、「あんしんサポートセンターの取組みについて」ということで御紹介させていただきます。

まず、本別町ですけれども、北海道の真ん中より下の十勝地区というところに位置しております、その中の東北部に位置しております。人口は、ここに記載のとおり6563人で、高齢化率としては42.5%という形です。高齢者数は、若干ですけれども、下がってきているような状況です。

本別町につきましては、地区が小学校地区という形で3地区に分かれていまして、市街地区と勇足、仙美里という地区に分かれております。

福祉関係事業所は下に記載のとおりですけれども、大きな町ではないので、在宅系の介護サービス等については社協が多く担っているという状況です。

そういった中で、社会福祉協議会の職員数も92名ということで、地域としては比較的大きな組織という形で、今日お話しさせていただくあんしんサポートセンターの取組については、右側の地域福祉活動推進部門という私の所属している部門が中心に担いながら、その上の法人運営部門、この2つが事務局という形ですけれども、こちらを中心に御紹介するような事業を展開させていただいております。

また、本別町の地域福祉につきましては、記載のと通りの住民同士の支え合いという在宅福祉ネットワークというのが基礎になっております。これによって、住民同士による身近な地域での支え合い、また実際にそういった支え合いの活動をしていただいている福祉協力員さんという方が、後述に出てくるあんしんサポーターという生活支援等の取組についても御活躍いただいているという状況です。そういった土壌から、困りごとを抱える方の早期発見につながったり、在宅福祉ネットワークとあんしんサポートセンターが連携した支え合いが可能になっているという、本別町の地域福祉の基礎が在宅福祉ネットワークという形になっております。

今日お話しさせてもらおうあんしんサポートセンターにつきましては、設立当初は権利擁護のセンターという位置づけを検討していたのですが、センター立ち上げの前から行っていた生活支援の取組であったり、個別支援の事業を一体的に取り組むセンターということで、センターの位置づけを少し変えるような形で、平成25年3月に設置させていただいて、町民の、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるという願ひを実現するための、どんな相談でも受けますよということと、困りごとに対する事業を一体的に取り組んでいきましょうというセンターとしております。

そういった中で、社協内部での情報共有もさることながら、複合的な課題を解決していくために、町の福祉部局、高齢者、障害、生活保護等の社会福祉。それと、町で直営しております地域包括支援センターと社協が情報共有するという取組も、このセンター立ち上



げ後は実施しております。

そういった組織の連携というのが次のページになりますけれども、まず、社協の事務局内部では、ケース会議というところで、月1回情報共有しながら、右側にある行政合同会議というところで、3か月に一度、行政の福祉部局等を交えた情報共有をしていく。この行政合同会議の中では、役割の中に記載がありますけれども、成年後見制度の受任調整という役割もありますので、必要に応じて、弁護士だったり、司法書士という専門職の方々にも参加いただきながらという形での機能を持っております。

次のページが、実際にあんしんサポートセンターの中に、あんしんサポーターという、住民の方々が担い手として活躍する体制を築いているのですけれども、こちらの説明になります。以前は、事業ごとに支援員の養成だったり、登録というのをしていたのですけれども、センター設置に併せて、このサポーターという形での登録体制の一体化と研修体制の集約というのを図っております。

これによって、あんしんサポートセンターの中に位置づけている様々な事業があるのですが、元気なうちはちょっとした生活支援。認知症になっても、見守りの支援や金銭管理、後見につながったりという、利用者の状況が変わっても、なじみのサポーター、以前から関わっていた方がそのまま引き続いて、事業は変わるけれども、関わる方が変わらないという体制づくりを図っております。実際、今、64名のサポーターが登録いただいておりますけれども、4分の3ぐらいが女性の方で、残り4分の1が男性という状況。また、年齢は、平日・日中の支援事業が多くなりますので、平均は72歳ぐらいの年齢層という形です。

現在は、64名のうち26名の方が実際に活動いただいております、ほとんどの方が真ん中にあります安心生活創造事業であったり、やすらぎ支援事業という生活支援の取組の中で御活躍いただいているという形です。

続いて、あんしんサポートセンターの中に位置づけている事業でありますけれども、ここに記載のとおり、今日は、この中からマル1からマル6の取組の詳細を説明させていただくと、3番目のあんしんお預かりは、センター立ち上げと同時に、新たな社協独自の事業として取り組んだもの。4番、5番、6番が、そういった相談支援をしていく中で、新たなニーズ、新たな支えの必要性が出てくるというところで、センター立ち上げ後にそれぞれのニーズに応じて開始した社協独自事業という形になっております。

続いて、まず成年後見事業ですけれども、こちらは法人後見としての取組もさることながら、町民へ制度の周知を図ったり、相談対応、申立てから必要書類の作成の支援であったり、市民後見人の養成等も行っております。

また、今年度に関しては、地域連携ネットワークの整備・中核機関の設置についても、町と社協が役割・機能を分担するような形での設置を目指しているところになっております。

こちらが実際の成年後見事業の利用対象者の状況ですけれども、平成24年2月から1件目の方を受任させていただいて、29年までの中では3人の方。うち、29年度中までに2人

の方を終えてというのが後見類型ですね。補助類型の方も、29年までの間に2名の方を受任してという形です。それ以降、右側の記載のとおり、その年度の新規と終わった方という形で記載させていただいております。現在は、6名の方の受任をさせていただいて、これまでは11名の対象の方の法人後見を受任させていただいております。

また、最近のところでございますと、この後に出てくる金銭管理の事業から後見に移っていったというところも、流れとしては出てきている状況になっております。

続いて、日常生活自立支援事業の利用者の状況ですけれども、こちらは平成15年4月から1件目の方を受任させていただいて、29年までの間には11名の方の受任と、それまでに6名の方が終了しているという状況と、それぞれ年度ごとの新規・終了という形です。平成30年からは新規の方がいない状況で、現在は2名の方が事業対象という形と、これまでは11件という形です。現在は、日常的な金銭管理の多くは、後述で出てくるあんしんお預かりサービスの支援で対応しているという状況から、日自の事業対象者は減少している状況です。

続いて、こちらが本会独自でセンター立ち上げ時に行っておりますあんしんお預かりサービス事業になります。対象者はここに記載のとおりですけれども、今までの成年後見と日自と違うところが、判断能力というところを基準にしない。なので、判断能力がある方と金銭管理ができない方を対象にする形です。ただ、本人との契約という形になりますので、日自に近いぐらいの方までが利用できる事業になっております。

こちらは金銭管理をしている事業になりまして、現状は社協職員が全て対応していますけれども、件数が多くなってきているというところもあって、支援が安定しているケースについては、あんしんサポーターの方が担えるような体制に向けて整備しているところです。

こちらの費用についても、ここに記載のとおりですけれども、本会の独自事業なので、状況によっては費用を頂かない。滞納している方であれば、費用を頂かないで滞納整理の支援も展開していくという役割も担っております。

こちらの利用状況につきましては、ここに記載のとおりですけれども、毎年7名から8名程度の新規の利用者が発生している状況で、4月末現在で32名、累計で58名という形です。

支援当初は、記載のとおり、入院とか短期入所中の一時的な支援を想定していたのですが、実際には、判断能力は問題ないけれども、収入に合った金銭管理ができないとか、滞納整理を自分だけではできない方。あと、日自の性格上、グループホームに入居する障害のある方が、日自はちょっと使えないというところがありまして、そういった部分も含めた長期的な金銭管理を行っている状況です。

そういった権利擁護の取組をしていく中で、身寄りのいらっしゃらない方、知人で頼れる方がいない方の住宅確保の要配慮者が増加している傾向が見えていく中で、保証人というところで、マル1、マル2の機能の2つが求められているということでは、滞納が出な

いようにしていく支援というのは、これまでの金銭管理等の支援で取り組めるところであったのですけれども、亡くなった後の家財整理、死後事務に関しては、社協単独では難しかったり、その部分についての支援が社協としては弱かったというところがありました。

まず、家財整理とか遺品整理の部分だったり、費用補償というところでは、関連する企業との連携を図れるようになってきたというところで、この後説明させていただきます事業展開が図れるようになってきたという形に至っております。こういったニーズがある中で、事業展開をしてきております。

その1つでありますあんしんすまい保証サービス事業ですけれども、こちらは平成28年11月から実施させていただいております。定期的な安否確認の実施と、亡くなった際の葬儀、家財整理の費用を補償するということでの安心した住まいの確保を目指していく取組です。

サービスとしては、この下の記載の2つのサービスを1つの事業の中で展開させていただいております。こちらに関しては、社協単独だけではなく、真ん中にある家財整理相談窓口という東京にある機関に、定期的な安否確認サービスの提供と、何かあった際の費用補償をしていただく。地元の企業の業者さんに実際の家財整理の実務を担っていただくということ。社協としては、こういったサービスの紹介、申込み、安否確認の現地訪問ということでの現場対応をしている。この三者の連携によって取り組めるようになってきたという事業になっております。

ただ、実際の利用者状況はなかなか伸びない部分がありまして、平成30年に1名の方に利用いただいているのですが、令和2年にその方が亡くなられて、現在はゼロ人の状況という形になっています。これまでも費用補償サービスの1件のみという形になっています。

亡くなった際にも御家族の方がいらっしゃったのですが、この費用補償サービスを使っていたことで、葬儀・家財整理も補償の範囲の中でできて助かりましたということと、実際に住まわれている方が使う前には、ちょっと高齢の方だったので、大家さんからそろそろ出ていっていただくかなという話が出ていたのですが、こういった取組をしますということで、亡くなるまで、その賃貸住宅に住むことができたという状況になっております。

続いて、死後事務委任契約事業という事業ですけれども、こちらは平成29年7月から取組をさせていただきまして、生前に、死後に発生する、どうしても誰かに頼らなければいけない事務と内容を確認させていただいて契約書を結ぶことで、死後に対しての不安の解消と保証人の機能・役割という取組としてスタートしております。

基本的には、ここに書いてある、対象となる親族がいない方とか、いても疎遠な状況にある方を基本的な対象者ということで位置づけております。

実際の業務につきましては、マル1からマル9までの業務がありますけれども、この中から必要なものを選択していただいたり、もしくは、これだけじゃなく、これ以外にもこういうことをしてほしいというものがあれば、そういったものも、可能なものにつきまし

ては契約書に盛り込ませていただいて対応させていただいているという形になっております。

実際に必要な費用の詳細は参考資料のほうに記載しておりますけれども、業務に必要な費用として35万円と、事務の報酬の5万円、合計40万円を契約時に預託金として預かることを基本的にしております。ただ、社会福祉協議会の中で支援を受ける方は、金銭的な部分の余裕のない方が多いので、多くかかる葬儀とか家財整理の部分というのは、先ほど説明したあんしんすまい保証サービス事業も併用しながら、死後事務に必要な費用を抑えていくというところも、可能な形を取り組ませていただいております。

こちらが死後事務委任契約事業の利用者状況ですけれども、平成30年のときに2名の方が出てきてから、現在は3名の方の事業を実施させていただいています。また、今年度に2名の方が終了という形になっておりますけれども、1名の方につきましては、亡くなられて死後事務を実施させていただいて終えた方。1名の方は、町外に転出されて、本会の事業対応がちょっと難しくなって解約したことによる終了という形になっておりますので、実質、死後事務を履行させていただいたのは、これまでは1名の方が実績となっております。

また、現在利用いただいている方の状況としては、下に記載のとおりになっておりますけれども、兄弟が最も近い親族であったり、おいっこ、めいっこが近いということで、親族になかなか頼れないという方が多くあります。また、現在までは5名の累計ですけれども、契約に向けて相談中の対応もしている状況になっております。

続いて、生前事務委任契約事業を平成31年1月から実施しておりますけれども、これは死後事務ではなく、生前の様々な交渉とか役割を担ってほしいという相談がある中で事業化をしていったものになります。こちらは、本人さんとの契約になるので、まず判断能力に問題ないかということを経験として、契約によって、こちらもここに記載の生活・療養看護の支援、緊急連絡先の引き受けというのに対応していくことで、生前の困りごとに対して対応する支援ということで事業を位置づけております。

業務の内容については、主立ったものを記載しておりますけれども、利用したい方の困りごとに併せて契約書の中身を変えていったりという形での取組をさせていただいて、それに対しての費用に関しても、1回当たりとか1か月当たりという料金設定を、本人さんとも相談しながら決めていって、契約書で取り交わすという形での対応をしております。

こちらの生前事務委任契約事業の利用対象者の状況ですけれども、平成30年に1名の方がスタートして、令和2年に1名の方、令和3年になってから1名終了という形で、現在はゼロ名という形になっておりますけれども、累計で2名の方の対応をしています。

令和2年に終了になった方に関しては、もともと亡くなった後のことについては親族が対応するけれども、生きている間は関わりたくないという方で、生前事務を使っていたのですけれども、結果的に御家族の方も、亡くなった後に高齢になって難しくなってきたということで、この方については、委任契約＋任意後見。あと、死後事務までを含め

た契約という形で移行させていただいたことによって、生前事務を終了した方。

令和3年に関しては、先ほどのあんしんすまい保証サービスの方と同様の形で、町外に転出されてしまって、こちらで対応できなくなったことよっての解約・終了という形になっています。こういった形で、亡くなったときだけではなくて、生前中の困りごとにも対応していくような取組ということでの包括的な支援をする取組として、こちらは事業展開をしております。

そういった事業を展開していく中で、相談対応していると、身寄りのいらっしゃらない方の支援対応ということでは、事業化まではいっていませんけれども、遺言書の作成支援の取組をさせていただいて、内容としましては、本人と公証人役場への橋渡し役という形で社協が関わるということでの対応をさせていただくことで、本人の望んだ最期を迎えられるための支援といったことをお願いするのに、自分でお願いしていく、公証人役場さんに相談して、どういったものを用意しなければいけないか、どういう内容にしなければいけないということをなかなか伝えられない部分を社協が相談対応していく中で、橋渡し役として公正証書の遺言作成のお手伝いをさせていただいております。

それ以外にも、先ほど説明した委任契約、任意後見、死後事務というのを包括した契約書の作成というところでの支援も対応させていただくことで、望んだ形での最期を迎えられるような取組を現在でもさせていただくことで、公証人役場さんとの連携も、本会としては少し図れるようになってきているのかなというところが実態としてあります。

最後になりますけれども、これまでの社会であれば、家族が当たり前に担ってきた機能が変わりつつある中で、社協としては、地域住民の協働による地域福祉の活動を継続していきながら、この権利擁護だけではなく、死後事務や遺言書作成という新たな支え合いに取り組むことで、その方が望んだ安心した最期を迎えられるような地域づくりというのを図っていくことで、その方が安心して最期を迎えられるような支援をさせていただいているというのが、今回のあんしんサポートセンターの取組という形になっています。

これ以降につきましては、参考資料としてつけさせていただいたので、御覧になっていただければと思います。

ちょっと駆け足になりましたけれども、私のほうからの説明は以上となります。御清聴ありがとうございました。

○上山主査 笹川さん、どうもありがとうございます。

それでは、質疑応答に移ります。質疑応答の時間は10分を予定しており、画面にタイマーをセットいたします。また、できるだけ多くの方から御質問いただけるように、質問と回答はできる限り簡潔にお願いいたします。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合に、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。どなたからでもどうぞ。

西川委員、お願いします。

○西川委員 西川です。ありがとうございます。

私から3点、ないし4点ほどお尋ねさせていただきたいと思います。

いろいろな事業の中で、例えば一般的には日常生活自立支援事業から成年後見制度へという流れがあるのですが、今のお話ですと、あんしんお預かりサービスなどからの移行もあるということでしたが、ほかの事業から成年後見事業あるいは成年後見制度へ移行する利用者が多いという感じなのか。もともと数がそんなにあるわけではないので、なかなか分析しにくいのかもしれませんけれども、その辺りはどうなのかという点が1点。

それから、各事業、これも件数がそれほど多くないものは分析しにくいのかもしれませんけれども、例えばあんしんお預かりサービスは数が多いと思うのですが、それでも元が取れているということではないようなのですけれども、各事業の採算性について、どんな状況なのかということをお教えさせていただきたいというのが2点目。

それから、3点目ですけれども、死後事務委任契約事業に関して、預託金を預かることが必要だということ、これは本当にそうだと思うのですが、この預託金は契約者ごとの分別管理が必ず必要になると思うのですが、その辺りの管理の方法というのは独自にされているのか、それとも何かの仕組みを利用しているのか、また、安全な管理のために工夫されていることがあるのかという点が第3点。

そのほか、工夫されていることとか課題ですね。始まったばかりとか、利用が増えていないという感想もあるのかもしれませんけれども、その辺りも含めて教えていただければと思います。

よろしくをお願いします。

○笹川参考人 それでは、質問に御回答させていただきたいと思います。

まず、後見制度への移行というところになりますけれども、成年後見制度の最初のほうには、本会の介護サービスを利用している方に困りごとがあつて、後見制度の直接利用になったという方が多く見られました。ただ、近年に関しては、先ほどもちょっと触れさせていただいたので、あんしんお預かりの中で、まず金銭管理だけを支援して、判断能力が落ちてきたり、それ以外にも支援、金銭管理だけでなく、ほかの様々な契約であったり、行為の支援が必要になってきたというところで、あんしんお預かりから後見へ移行していているというケースもあります。

日自から後見に関しても、以前、1件だけいたのですが、その1件だけという形になっております。なので、日自で終了した方は、日自を使っていた状態で亡くなられたという形で終えている方が多くいらっしゃいます。

続いて、事業の採算性の部分ですけれども、あんしんお預かりに関しては、件数は多いのですが、これは社協職員が対応しているということでは、これ単体で見ると採算が合わない部分もあるのかなというのが正直なところですが、実際にはあんしんサポートセンターの中に位置づけている事業、全部で11事業あるのですが、そこを少数の職員で対応していきますので、全体を通していけば採算は取れているのかなというところでは。あと、サポートセンターの中に位置づけている事業の3つほどが、町の委託事業という形で、比較

的収入が安定している中での事業展開をさせていただいておりますので、そういった形で何とか採算が取れているかなというところです。

続いて、3点目の死後事務の預託金に関してですが、ここは本会としてもちょっと課題に感じている部分であるのですけれども、実際は本会での預かり金としての処理で管理しているという状況です。管理状況については、四半期ごとに法人の監査の中でチェックしていただく形になっておりまして、信託による分別管理という必要性もあるのかなというところは感じているところですけれども、費用面とかを考えて、そこまでは対応できていないというのが預託金の状況になっております。

サポートセンターの部分での課題というところでは、あんしんすまいも、実際に利用いただいた方は1件しかいないのですけれども、これの有用性は感じ取れているのですが、それを使っていきましようという利用者がなかなか出てこないというところで、周知というか、PRの部分がなかなか難しいなど。将来にその方が備えてもらうという周知が難しいと感じている部分と。

あと、実際に多くの事業でサポーターの方に御活躍いただいているのですが、先ほども言ったとおり、70前半ぐらいの方が多く担っている状況なので、安定した事業展開をしていくためには、継続的なサポーターの確保というところが本会として課題を感じているという部分が、センターの課題として感じているところであります。

以上、4点の回答とさせていただきます。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、住田委員、青木委員の順に御質問をお願いいたします。

○住田委員 今日御報告ありがとうございました。多くの地域でも存在する地域課題に対して様々な工夫や取組があり、本別町の住民の方は安心して暮らしていただけるのではないかなというイメージを持ちました。

その上で、これらの仕組みの周知について、お伺いしたいと思います。成年後見制度やあんしんお預かりサービスは一定の利用がありますが、実績がほとんどないものも見受けられました。御本人自身が支援ニーズに気づかない場合もありますが、そのときに、これらのメニューの中から必要なものをピックアップして届けられるように工夫をしていることがあれば教えてください。また、実績が少ない事業の課題について、お考えを教えてくださいましたらと思います。

○笹川参考人 御質問ありがとうございます。

まず、事業の周知の部分なのですが、必要とする状況にならないと、こんな事業を社協でやっていたのだねというのを知らない方が多くいらっしゃるというのが実態であります。広く周知するという部分では、社協だよりでの周知だったり。あと、先ほどの在宅福祉ネットワークの方々の事業の中で、約100人の地域住民の方々が集まる会議が年に2回ほどあります。昨年とかはコロナの影響もあって開催できていないのですけれども、それが実際に地域の方々と直接関わっている地域住民の方々が参加していただいている形になります。

なので、そういった場の中でも、こういった事業を展開しているのでも、もし身近にそれに対象になるような方に周知させていただくことで、合うような方がいらっしゃれば、ぜひ御相談くださいということでの、なるべく地域住民の方に届くような周知というのは、本会からの周知だけではなくて、そういった身近なところからピックアップしていただくような周知をさせていただいております。

あと、事業で課題に感じている部分、特に死後事務とか生前事務というところでは、本会はもちろん福祉の現場なので、死後的な部分になると、これでいいのかどうかという迷いがあるという部分は課題に感じているところでもあります。一方では、地域の中に、本別町、大きな町ではないのですけれども、弁護士の方の事務所があるのと、個人で司法書士をしている方がいらっしゃるので、そういった方々と日頃から連携していくことで、何か困りごとがあれば、課題になることがあれば解決していただくというか、相談に乗っていただくという体制が取れていますので、課題のままになるわけじゃなく、ある程度そういった課題を解決しながら事業展開できているかなと感じているところでもあります。

説明になっていない部分もあるかなと思うのですが、御回答とさせていただきます。

○住田委員 ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

では、最後に青木委員、お願いいたします。

○青木委員 どうもありがとうございました。

2点だけお願いしたいと思います。

1つは、日常生活自立支援事業よりもあんしんお預かりサービスのほうにシフトしていくことになっているのですが、どういう点がよりメリットを感じて、そちらのほうに移るのかという点が1点です。

もう一点は、あんしんすまい保証サービスはまだ件数が少ないと思いますけれども、具体的に保証するわけではないけれども、こういった点をサポートすることによって、実際に家主さんとか病院・入所等が、これがあれば受け入れられるという安心感を、実際に地域のそういう資源がお持ちになっているかどうかという、この2点をお願いできればと思います。

○笹川参考人 御質問ありがとうございます。

まず、日自ではなく、あんしんお預かりが多い部分ということになりますけれども、契約いただければ、すぐその日のうちに金銭管理をスタートできるということがメリットになっている部分と。多くの方が借金を抱えていて、その滞納整理をしていく。大きい方と小さい方がいるのですが、ということでの事業利用の方が多くて。そういった中で、日自であれば、生活保護の方であれば、利用料は保護費の中で支出なので個人負担はないのですが、生保でない方になると、どんな状況になっても利用料が発生してしまう。このあんしんお預かりは本会独自の事業なので、そういった滞納整理であれば利用料を取らないという形での柔軟な対応ができるというところでのニーズが合致して、利用者が多くなっ



ているという形になるのかなというところがあります。

あと、北海道の場合、先ほども言った障害者の方でグループホームとかに入っている方と、そもそも日自が使えないというところがあったりして、そういった方があんしんお預かりで金銭管理だけの部分でいいので、支援しているというケースがあります。

それと、あんしんすまい保証サービスの利便性というか、保証人を求められるところがありますけれども、1名の方しかいないので、何とも言えない部分はあるのですが、実際に利用いただいた方に関しては、先ほどもちらっと話をさせてもらったのですが、高齢で、もう出ていってもらおうかなと家主さんが思ったところに、これを使って、最後、社会福祉協議会の保証の範囲の中で対応していきますよということであれば、そのままそのうちに住んでいただいて大丈夫ですよということで、その方が住宅を失うことがなかったというところでは、メリットになっているのかなというところと。

実は、事業化する前に、利用したいという方がもう一人いたのですが、その方は事業化が始まる何日か前に亡くなってしまって、実際には使えなかったのですが、その方も住宅に住んでいるけれども、公証人がいなくて困っているという状況の中で、この事業を使ってもらえれば、多分そのまま住み続けることもできただろうし、亡くなったときには対応できていたということでの利便性に関してはあるのかなと感じていますので、そういったところを中心に、本会としても周知を今後していければと感じているところです。

以上、御説明とさせていただきます。

○上山主査 笹川さん、どうもありがとうございました。

それでは、次の報告に移ります。日本生命 笠原氏、シニア総合サポートセンターの谷川氏からお願いいたします。

○笠原参考人 日本生命の笠原です。よろしくお願いいたします。

日本生命からは、2019年4月から、家族の役割を代替するサービスとして御案内を開始しておりますGranAge Starについて御紹介したいと思います。

早速、概要についてですが、サービスの提供を始めた背景といたしましては、身近に頼れる御家族がいない高齢者のみ世帯が増加傾向にあることをはじめとしまして、家族の在り方や高齢者の意識が変化する中で、身寄りがない方はもちろん、お子様が遠方に住んでいらっしゃるなどで日常的なサポートが望めないお客様にも、生前から死後にわたるまで安心して御利用いただけるサービスがないかということで、提供に至りました。具体的なサービスの内容は、資料にありますとおり、大きく4つのサービスで構成してございます。4つの全てのサービスに御加入いただかなくとも、お客様のニーズに応じて必要なサービスのみ御加入いただくことが可能になってございます。

次に、弊社の成年後見制度の周知の取組について御紹介いたします。日本生命では、2020年4月から、認知症を保障する保険の発売に併せまして、元気なうちから“そなえる”こととして、成年後見制度を周知する取組を実施してございます。

例えば、資料にございますとおり、お客様向けのパンフレットにおいて成年後見制度を

御案内してございますが、その中でも、特に事前に元気なうちに自分の意思を託せる仕組みとして、任意後見制度が大変有効であるということを強調してございまして、身近に思いを託せる方がいらっしゃらない場合の受け皿として、冒頭御説明したGranAge Starを御紹介してございます。

続いて、GranAge Starの提供体制について御説明します。GranAge Starのような、生前から死後にかかるサービスを保険会社本体もしくは子会社で提供することについては、今時点では、保険業法上、他業の制限に該当いたしますので、現在は保険契約者様に対してGranAge Starサービスを御案内しまして、御関心があるお客様をサービス提供法人におつなぎするスキームを取ってございます。

具体的には、弊社のホームページ、セミナーからGranAge Star専用のコールセンターに誘導いたしまして、実際にサービスに御加入いただく場合は、サービス提供法人とお客様の間で契約を締結いただき、サービス費用をサービス提供法人へお支払いいただくスキームを取らせていただいています。

では、弊社からおつなぎするサービス提供法人として、一般社団法人シニア総合サポートセンター様を選定させていただいた経緯についてです。サービス検討に当たりましては、GranAge Starのようなサービスを提供する法人について、弊社なりに調査させていただきました。このようなサービスを提供する事業者は全国に100事業者程度ございましたが、大半が利用者100人未満の小規模事業者であるということ。また、提供する法人の規模が小さいことから、利用ニーズがあっても、信頼性から利用者は極めて限定的である点も分かりました。

弊社では、幾つかの法人様とコンタクトを取らせていただきまして、法人の継続性や信頼性、運営・体制面・財務面等を総合的に見させていただいた中で、シニア総合サポートセンター様が提携先として適切であるという判断に至りました。

具体的に評価させていただいた点は、具体例として記載のとおりでございます。法人の適格性に加えまして、5点目に記載してございますとおり、提供されるサービス内容の側面からも、各サービスでの加入が可能な体系をシニア総合サポートセンター様では取っておりまして、顧客ニーズに応じた柔軟な対応が可能といった点も、当法人を御案内先として選定させていただいた理由でもあります。

シニア総合サポートセンター様とはパートナーシップ契約も締結しておりまして、その中でおのおの役割分担、費用分担、トラブルへの対応などについて明確にしてございます。また、弊社としても紹介責任を全うする観点から、サービスの履行状況やサービスの改善・向上に向け情報共有もいただいております。少なくとも四半期に1回は協議を行う旨、契約書の中でも明記してございます。さらに、何かしらサービス遂行に関して問題があると認めた場合には、シニア総合サポートセンターに対し、その改善を求めることができ、合理的な範囲で速やかに対応いただく旨を記載してございます。

保険業法上、我々は実際のサービス提供に問われる立場にはないものの、サービスが適

切に提供されているかどうか、客観的にウオッチさせていただき体制を取らせていただいています。

また、GranAge Starが成約した場合には、シニア総合サポートセンター様から一定の経費を頂戴する形にしておりますが、これはあくまでもお互いの役割分担の中で、日本生命がGranAge Starのパンフレットなどのツールの作成、セミナーの開催、広報活動等を担っている中での経費を一部補填いただく意味合いでございます。

日本生命がこのサービスを御案内するのは、冒頭御説明したとおり、日常の家族のサポートが得られない、身寄りのない方へのサービスの充実、ひいては、シニアに優しい企業としてのブランドイメージ醸成が目的でございます。

それでは、最後に、これまでの振り返りについてでございます。当サービスは、2019年4月から、多摩地域を中心に実験的に御案内を開始し、昨年度の4月から、当サービスを御案内するエリアを東名阪に拡大しております。

残念ながらコロナの影響もありまして、積極的な御案内には至っておりませんが、ホームページを御覧になられた方の自然体でのコールセンターへの問合せは毎月恒常的にありまして、年代としては60代、70代からが多く、潜在的なニーズが高いことを実感しております。問合せ自体は全国からあるのですが、東京、神奈川、大阪、兵庫にお住まいの方からの照会が圧倒的に多い状況でございまして、関東圏と近畿圏などの大都市でのニーズが特に高いとの印象を受けております。

問合せ後、実際に御契約いただいた契約者の多くは、これまでにこのようなサービスに関心はあったものの、サービス提供法人が比較的小規模な組織が多く、法人の継続性、信頼性からためらいがあったものの、日本生命という企業が参画したとの安心感から加入の検討をしたという声も多く聞こえてございます。

また、お子様のいらっしゃる御夫婦での加入も多く見られまして、当初、いわゆるおひとりさまの加入をメインに想定しておりましたが、御夫婦のほうが、どちらかが先に亡くなられた後のことを想定されまして、御不安や危機感をより感じやすく、サービス加入につながるという印象を受けております。

今後につきましては、まだまだこういったサービスの存在をそもそも知らない方が圧倒的に多いということを実感してございますので、まずは、このようなサービスがあることを知っていただく。また、こういった制度や仕組み、サービスをうまく活用していただく選択肢もあるということを知っていただく機会を増やしていければと思っております。

日本生命からの御説明は、以上です。

○谷川参考人 では、ここからはGranAge Starのサービス提供法人である、一般社団法人シニア総合サポートセンターの法人概要と事業活動状況について、お話ししてまいります。私は、副理事長を務める谷川と申します。よろしく願いいたします。

まず、法人概要については、こちらにまとめていますので、御覧いただきながら、このような事業を立ち上げるに至った経緯をお話ししたいと思います。私どもの法人は、法律

事務所である虎ノ門法律経済事務所が設立母体となっております。いわゆる一般民事事件を取り扱う法律事務所としては、比較的大規模な事務所として、弁護士90名を擁し、相続・不動産に関する事案を多く取り扱っております。近年の傾向として、高齢者の御相談が増える中、認知症発症後や死後への不安などの高齢者特有の相談を寄せられることが多くなり、こうした声に応える必要があると感じました。

ただ、これらの問題は、法律問題とはやや様相が異なりまして、顧客に寄り添った細やかな対応が重要となりますので、法律の専門家である弁護士ではなく、専任の職員が対応できるような組織としたほうがよいと考えまして、法律事務所とは別に一般社団法人を立ち上げることといたしました。

現在、事業としては、こちらにあるとおり、大きく分けると2種類。高齢者等に対する総合支援と居宅介護支援を行っております。

次のページから、主要事業である高齢者等への総合支援事業について説明してまいります。この事業で提供しているサービスの中身を分解して示したものが、この図になります。大きく分けると、家族代わりのサポートと財産管理・任意後見という2つのサポートがありまして、グレーのほうは家族代わりのサポートの内容、ブルーのほうは財産管理・任意後見の内容となっています。

家族代わりのサポートは、生前から死後に至るまで家族代わりとなって様々なことを行いますが、行う業務の内容を分類すると、こちらに掲げてあるような感じになります。このうち、24時間365日の緊急対応とお元気確認、いわゆる安否確認になりますが、この2つについては、後ほどのページで実情を述べたいと思います。

それから、生活支援につきましては、入院時や施設入居時などの各種手続きを御本人の意向に基づいて代行することも多く、その意味で、生活支援の射程範囲というのは、身上保護の領域にまで及んでいると言えるかもしれません。この部分は、標準的には、本人名義の手続きを代行するという形で対応しておりますが、必要に応じて身上保護の契約を別途、結んでいるケースもあります。

それから、死後のサポートに関しては、御家族で行っていただけるケースや、別途、士業の方などと死後事務委任契約を結ばれているケースなどは、私どものサービスを利用しないことも可能になっております。

財産管理・任意後見に関しては、ブルーの部分になりますけれども、判断能力が低下した場合に任意後見契約を発効して、任意後見人として財産管理と身上保護を行うこととなります。こうなりますと、家族代わりのサポートとして行っておりました、お元気確認や各種生活支援ということは、任意後見人の後見業務として行っていく形にスライドしていくこととなります。

全体としまして、サービスはセットではなく、個々に選べるようになっております。家族代わりのサポートと任意後見の契約に関しては、どちらかだけ契約することが可能ですし、また家族代わりのサポートの中でも、生前のサポートと死後のサポートを切り離して

契約いただくことができます。当然のことですが、各サービスは後から追加で契約することもできますし、事情に応じて、いつでも解約することができます。

続いて、料金体系についてです。家族代わりのサポートの生前サポートの部分を、GranAge Starの表記に合わせて、身元保証・生活支援と表記しております。こちらに記載しておりますとおり、全て契約いただきますと、契約時に150万円程度かかります。私どもでは会員制度を取っております、毎年1万円の会費がかかりますが、契約後に関しては、支援が発生しない限りは、毎年、この1万円以外にかかる費用はありませんので、60代、70代などの比較のお元気な高齢者にとっては、利用しやすい料金体系になっているのではないかと思います。

先ほどもお伝えしましたとおり、各サービスは個々に選べるようになっておりますが、家族代わりのサポートについては、現実的には、8割以上の方が生前と死後のサポートを併せて契約されているという状況です。

次に、直近の3月31日時点での加入実績について、お話しします。会員数や平均年齢というのは、こちらに記載してあるとおりです。平均年齢につきましては、現時点での平均年齢です。御入会時点での平均年齢というのは、ここから二、三歳ぐらい若く見ていただけるとよろしいかなと思います。年齢別の分布で興味深いのは、65歳未満のところ。この部分で、男性の方で2割弱、女性の方でも1割弱と、少なからず65歳未満の方がいらっしゃるというところが興味深いかなと思います。近時の傾向として、終活が若年齢化していることを実感しております。

ここから、サービス提供の実情について、お話ししてまいります。サービスの利用者は、お子さんのいらっしゃる方が中心となっております。約9割がお子さんのいらっしゃるおひとりさまやおふたりさまですが、そのうち御夫婦、親子、兄弟などのペアで利用されている方が2割ぐらいいらっしゃいます。お子さんがいないというと、おひとりさまを思い浮かべがちなのですが、このペアの入会者も意外と少なくないという実情があります。

それから、お子さんのいらっしゃる方というのも、実は1割ぐらい入会されておられて、それぞれお子さんが海外に勤務されていたり、障害をお持ちだったり、多忙だったりという事情を抱えておられます。最近、このお子さんがいらっしゃる方の御利用が少しずつ増えています。

サービス利用を検討するに至ったきっかけとして多いのは、施設入居や病院への入院を目前に控え、必要性があったというケースです。そのような方が4割ぐらいを占めておりますが、裏返して言いますと、6割は将来に備えて入会されたという方で構成されています。事情としては、御自身やパートナーなどが病気で体調がよくなかったり、あるいは何かあったときに頼れる身内がおらず、精神的に孤独・孤立した状況にあったりというケースが多くなっております。

そのような方々が求めていらっしゃるの、家族代わりのサポートです。私どもの法人

の場合は、実に97%以上の方が、まずはこのサービスから利用を開始されます。最初に御説明するときに、サービスについては、家族代わりにしても、任意後見にしても一通り説明するのですが、最初から任意後見を希望される方というのは極めて少ないのが実情です。サービスを個々に選べるようになってきているからということもあるのでしょうけれども、任意後見契約については、ハードルがかなり高いなと感じております。この点は、後ほど改めて述べたいと思います。

家族代わりのサポートの中でお客様から望まれていて、かつ私どもも重要と考えて注力しているのは、こちらにあるとおり、お元気確認、緊急時の対応の2点になります。そのような実態からすると、私どものサービスは、実質的には見守りサービスとして機能していると言えるかもしれません。

お元気確認については、在宅の方や自立型の施設に入居している方に対して、月に大体1回お電話して安否を確認する、ふだんと異なる様子が見られた場合は訪問するというところを行っております。お体の状態が心配な方については、警備会社の緊急通報システムの導入を促したりして、異状を早期発見できるように努めております。このお元気確認は非常に好評でして、会員の方との信頼関係の醸成にもつながりますので、今後、ますます重要性が高まっていくだろうと考えております。

それから、緊急時の対応については、本人や関係者から最も期待されて、ありがたがられている業務だなと感じております。具体的には、救急搬送時や危篤のときに連絡を受けまして、病院へ駆けつけるというケースが多いです。在宅独居の方はもちろん、施設に入居されている方でも対応を求められるということは決して少なくありません。施設でも余剰人員を抱えているところはほとんどありませんので、特に夜間などの人手が少ない時間帯については、職員の方が病院まで付き添われたとしても、御家族だったり、身元引受人に早めに引き継いでもらいたいと希望されているというのが実情になっています。

続きまして、認知症の方への対応という重要なテーマについてお話ししたいと思います。私どものスタンスとしては、任意後見サービスの普及を啓発・促進することで、この問題の解決を図りたいと考えております。しかしながら、法人の設立当初からセミナーを開催するなどして制度の啓発に取り組んできたつもりですが、御自身ないしは親御さんのお金の管理で困ったことがあるなどの体験をお持ちでない方への啓発活動というのは、ある種限界を感じたというのも事実です。結果的に、サービス利用の切り口としては、自然と家族代わりのサポートということになってまいりました。現状、この家族代わりのサポートを利用していただくことが、任意後見への普及につながるのとの感触を得ております。

この点をもう少し詳しく述べますと、最初から将来の財産管理をお願いしたいという高齢者の方はほとんどいらっしゃいません。この点は、恐らく感覚的に共感いただけるのではないかと思います。ただ、御自身が倒れたとき、誰が発見して、必要な手続きを取ってくれるのか。この部分に関して不安を覚えている高齢者は少なくありません。そのため、日常の安否確認や緊急時の対応を行う家族代わりのサポートが求められているということで

す。

このお元気確認や緊急対応などでのやり取りを通じて両者の間で信頼関係が醸成されてくると、その先の備えとして任意後見契約というものが見えてくるということになります。つまり、最初から任意後見を利用したいという方はほぼ皆無に近いのですが、それはサービスの必要性への理解が足りていなかったり、あるいはお金の管理のような大事なことを、よく知らないところに任せていいのかといったためらいがあるからだと思います。

私どもがこういったお元気確認や緊急対応を通じて関わることで、入院されたときにお金を管理してもらう必要性が分かったり、あるいは付き合いを重ねる中で、おたくになら将来のお金の管理まで任せていいよといった展開になります。そういった意味で、家族代わりのサポートというのは、任意後見契約を成立させるための土壌を耕して、豊かにしているということを実感しています。

この任意後見契約を発効した場合にどういった問題があるのかということに関しては、実はまだ私どものところでは実例が少なく、検証できる段階にありません。現在、私どものところでは、契約件数が150件ぐらいあるのですが、それに対して発効している件数が5件となっております。その中で任意後見監督人から問題を指摘されたり、不具合が発生したという事例は、今のところありません。当法人は、設立7年と、業歴がそれほど長くありませんので、発効事例自体がまだ少なく、それから、発効した事例についても経過年数がまだ短いということから、この辺を検証できる有効な事例を提供できる段階にないというのが現状での御報告になります。

続きまして、サービス提供に当たって、私どもが気をつけていることについて述べたいと思います。私どもが運営において一番重視しているのは、会員の方との信頼関係の構築です。そして、信頼関係を築く上で気をつけているのは、ある程度時間をかけることと、親族や関係者の声に耳を傾けるということです。当たり前のことですが、時間をかけないと信頼関係は築けません。ですので、判断能力が低下する前から支援対象者に関わることが非常に重要でして、お元気確認はそのための重要なツールになっております。

それから、高齢者などへの支援に当たっては、親族や支援者・関係者と連携して行わないと効果を発揮しないということを実感しています。そのためには、閉ざされた体制にしないということが大事であり、独善的にならないようにということを常々気をつけております。

それから、法定後見への連携という観点からも、親族や地域包括支援センターなどとのつながりは重要と考えております。私どもは任意後見を推進しておりますが、任意後見契約に至らない事例や、任意後見では対応し切れない事例というのも当然ありまして、そのような場合のセーフティネットとして、法定後見は大事な役割を果たすものと認識しております。これまで任意後見を契約していない会員の方が、判断能力が低下したときに、親族や地域包括支援センターと連携して法定後見につないだという事例も少なからずありまして、地域のネットワークの中でふだんからできる限り情報共有し、連携を取るというこ

とを心がけております。

最後に、透明性への配慮という観点から、2つのことについて言及したいと思います。

まずは、遺産の寄附の問題です。業務の中で会員との信頼関係構築ということを地道に、丁寧に行っていきますと、遺産の寄附という問題に直面します。寄附を受けること自体は悪いことだとは考えていないのですけれども、現状、私どものサービスでは、寄附を前提とはしておりません。寄附金ありきの経営になってしまうと、公正にやっても疑いを持たれかねないということをご心配しております。現状、そのように運営しております。

もう一つは、居宅介護支援事業についてですが、この事業は、自治体や地域包括支援センターなどの行政機関だったり、あるいは地域の医療・福祉の資源といったところとの連携ノウハウを積み上げていきたいといった思いから、2019年から開始した事業です。現在、東京都港区で1つの事業所を運営しております。これに関しては、当然のことですが、居宅介護支援と家族代わりのサポートというのはセットの契約にはなっておりません。会員の方に対して、自法人のケアマネジャーとの契約を義務づけたりもしておりません。これも寄附の問題と同様、疑いを持たれないように、閉ざされた体制とならないように運営しております。

最後に、まとめたいと思います。成年後見制度の活用の仕方として、私どもとしては、自ら将来に備えて後見人を準備する任意後見制度をできる限り普及させていくのが望ましいのではないかと考えております。しかしながら、それだけをPRして普及させていくのは、相当困難だとも感じております。皆さん、自分の財産管理を第三者に託すということについては、相当な警戒心があり、少なくとも自分が健康なうちは、なかなかそこまでは至らないというのは、ある意味当然のことのように思います。

とは言うものの、人生百年時代と言われる現代の社会において、特にお子さんのいらっしゃるおひとりさまやおふたりさまは将来に不安を覚えており、それに対処するものとして、家族代わりのサポートが求められています。家族代わりというのは、日常的なコンスタントな関わりと、入院などの本当に大変なときの支えになるということです。これらを体験することで、大事な財産の管理も備えておかなければならないかな、この相手なら任せてもいいかなという気持ちになっていただくことができます。

つまり、家族代わりの対応を通じて信頼関係を構築することで、任意後見契約の備えという次のステップへ進んでまいります。任意後見契約には、一足飛びに発展するのではなく、段階を経ていくということが大事なのではないか、この段階的な発展を飛び越えていくのは、望ましくないのではないかと感じております。

この家族代わりのサポートから任意後見へとといった流れを広げていくための課題として、このような高齢者等支援事業への信頼度向上ということが挙げられます。率直に言いまして、このような事業の信頼度は高くないと認識しております。潜在的なニーズを抱える方の利用を拡大していくためには、これをいかに向上させていくかということを考えなければなりません。透明性の確保ということがかぎになるのではないかと考えております。現状で



は、日本生命様などの信頼できる大手企業や地域包括支援センターなどの行政機関と連携してサービスを提供していくことが、利用者の安心感につながると感じております。

さらには、今後のことですが、地域の中核機関や市民後見人の皆様のネットワークに、私どもも参画させていただくような道があるのであれば、その連携の輪の中で業務の在り方を改善していくことが、持続的には、本人目線の確保や透明性を担保するということにつながっていくのかなと思っております。

私どもとしましては、そのような連携を通じて、閉ざされていない体制で運営することで皆さんから信頼をいただき、任意後見制度の普及や、ひいては超高齢社会への貢献を実現してまいりたいと考えております。

以上、御清聴いただき、ありがとうございました。

○上山主査 笠原さん、谷川さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。質問と回答は、簡潔をお願いいたします。いかがでしょうか。

星野委員、お願いします。

○星野委員 今日は、御報告どうもありがとうございました。非常に先進的な取組で、大変勉強になりました。

2点ほど質問させてください。

まず、1点目としては、最後に谷川さんが地域包括支援センターとの連携ということをおっしゃられていたのですが、もし今、具体的にどんな形で連携されているかという何か例があれば、ちょっと教えてほしいということが1点と。

それから、2点目ですが、任意後見契約につながるケースはまだ多くないかと思いますが、もし任意後見契約につながったときに、その料金設定のところかどのようになっていくのか、簡潔にお示しいただければと思いました。

その2点について、よろしく願いいたします。

○谷川参考人 谷川のほうからお答えいたします。

まず、1点目、地域包括支援センターとの連携の具体例ということですが、一番多いのは、発表の中でも申し上げました、法定後見が必要になった場合に連携させていただくような事例かなと思います。例えば、親族が亡くなられて、御自身が相続人になられてしまった。だけれども、とても自分ではできない。判断力がちょっと低下してきているという場合に、当然後見人をつけなければいけないのですけれども、協力していただける親族の方がいない場合に、地域包括支援センターと連携して法定後見を申し立てていただくという連携の仕方があります。

それ以外、後見への連携以外の具体例になりますと、会員の方が骨折されて入院されて、退院されて御自宅に戻る。ただ、ADLが低下してしまって介護保険のサービスを利用しないと自宅での生活が難しいということになった場合に、地域包括支援センターのほうに情報共有して介護保険の申請をしていただくといった連携は、結構よくあるパターンかなと思

います。以上が1点目の回答です。

2点目に関して、料金設定は、現状私どものところは、家庭裁判所が公表しております法定後見人の報酬の目安を基準に報酬額を設定しておりますので、月額報酬はおおむね3万円から5万円ぐらいで設定させていただくことが多いです。そうしますと、多少財産・収入のある方でないとしんどいかなというケースもあります。余り財産のない、そこまでゆとりがない方で何とか対応しようとする、もう少し低い金額で基本報酬を設定させていただいて、実際に支援に動いたときに出勤報酬として少し上乗せさせていただく、時間報酬をいただくというスタイルで契約しているケースもございます。

今のような回答で、2点目の御質問についてはどうでしょうか。

○星野委員 ありがとうございます。

スライド10のサービスと料金体系とあります、サポートのセットのところを利用している方が任意後見に移行した場合は、ということをちょっとお聞きしたかったのですが、大丈夫ですか。すみません、そういう質問でした。

○谷川参考人 これを利用している方が任意後見に移行した場合に、どれぐらい費用がかかるのか。

○星野委員 費用がかかるというか、この中から、また何か組み立てられるという理解でよろしいのかという程度で、質問の内容としてはそういう意味でした。

ありがとうございます。すみません。

○谷川参考人 すみません、十分な回答でなくて失礼しました。

○上山主査 ありがとうございます。

では、西川委員、住田委員の順に御質問をお願いいたします。

○西川委員 西川です。よろしく申し上げます。

谷川さんにお尋ねしたいのですけれども、任意後見事業について、シニア総合サポートセンターでは、実際の発効は5件でしたということですのでけれども、これは法人として実施している法人後見の形という理解でよろしいのか。あるいは、信頼できる専門職を推薦するみたいなスキームはあり得るのかなと思ったのですけれども、そこが1点。

法人後見として担っているということになりますと、実際の担い手の方、今の御説明ですと、家族代わりのサポートからの移行ということですので、イメージ的には市民後見人養成研修修了者のような方が担っているのかなと思うのですけれども、どういった方が実際担っているのか、その養成なり育成の仕組みというのはどのようにしているのかということをお教えいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○谷川参考人 御質問ありがとうございます。

まず、1点目ですが、法人後見として行っております。事務を担っているのは法人の職員です。本人との窓口やいろいろな現場での支援というのを、福祉の資格を持っていたり、福祉職の経験のある者が担当の職員として担っておりまして、後方で事務手続とか報告書

作成などの支援を行政書士資格保有者が担当するといった、協業的な体制で業務に当たらせていただいています。

研修については、行政書士が加入できる成年後見団体のヒルフェとかコスモスといったところの研修を受講したり、あとは社会福祉協議会が主催する後見人の座談会とか勉強会、あるいは各種セミナーなどに参加したりという形で、主に外部研修を活用するような形で行っております。

○西川委員 ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

では、住田委員、お願いします。

○住田委員 質問と感想ですが、感想から述べます。世帯構成の変化に伴って、家族代わり等サービスについて自発的な問合せが多いという報告や、また消費生活センターにも事業者の信用性を問うような相談が多いということも聞いていますので、高齢者の潜在的ニーズが高いという現状は理解しました。また、退職金や厚生年金などにより、ある程度の所得を有する方たちにも権利擁護の潜在的なニーズが存在しているので、予防的な観点からもニーズに対応することが重要だと思いました。

しかし、中核機関の立場として、特定の事業者を紹介することは行っておらず、特に判断能力が不十分な方への現場の医療・福祉関係者による安易な選択や紹介については、警笛を鳴らしている立場です。このことについて、質問ですが、例えばお問合せの中や、居宅介護支援の事業を行うなかで、判断能力が不十分な方の御相談があった場合に、どのような対応をされているのかということをお教えください。

また、意見になりますが成年後見制度は時間がかかるなどの理由から、急性期の病院などでは、特に身元保証団体などにつなぐ傾向が強いところもあります。地域包括や病院などが事業者の中身をよく知らないまま紹介し、紹介された人は、ある種の安心感を持って、よく知らないまま契約に至るといったことも起こっています。なので、まずは地域連携ネットワークの中で、入所・入院について、身元保証や身元引受けを必要としない地域をつくることを目標に据えながら、本来必要な権利擁護支援を行うことが重要だと思います。

その上で、これらの身元保証等事業については、良心的で内部監査などもしっかりやっておられる事業所もありますが、私的な自治に委ねたままにしておくことは適当でないと思います。事業実態が明らかでない事業者や、事業自体を規制する法律もなく、所轄庁もないため、法的整備が必要だと思います。介護保険などの公的サービスだけでは賅えないニーズに対応する先ほどの御報告や、社協さんでも同様の取組のある地域もありますが、経済的な理由にかかわらず、共通するニーズに対応するため、これまでメスを入れてこなかった身元保証等事業の透明性や、公平で適正な形で実施できるような仕組みについて、国として前向きに検討していただきたいと思います。

○谷川参考人 御質問に対して、お答えいたします。判断力が十分でない方への対応ということに関してですが、確かに現場でそういう方からも御相談を受けるケースがございま

す。私どものところでは、原則としては判断力あつての契約ですので、後見申立てをして後見人を選任していただいてから後見人と契約するというのを、当然お勧めしています。それが本当に大原則だと思いますので、私どもはそういうルールでやっております。

○住田委員 ありがとうございます。

○上山主査 笠原さん、谷川さん、どうもありがとうございました。

それでは、最後の報告に移ります。日本地域福祉ファンドレイジングネットワーク COMMNETの久津摩氏からお願いいたします。

○久津摩参考人 久津摩と申します。私からファンドレイジングの話をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。今回、私がお話しさせていただくのは、ファンドレイジングによって生まれる新たな支援の形の可能性について、お話ができればと思います。

簡単に自己紹介をさせていただきます。久津摩と申します。私がもともとファンドレイジングを研究し始めたきっかけというところが、もともと前職が山口県社協で、地域福祉権利擁護センターと法人後見支援センターの担当で、一番長く担当していたところがそこで、日常生活自立支援事業と法人後見を担当していたのですが、予算が全然ないというところが物すごく課題で、ニーズは非常に増えている。でも、予算は、私が担当していたときも毎年のようにどんどん減少しているという状況。

法人後見に関しては、セーフティネット整備をしっかりとしていきたいというところで、県内の社協のかなりの割合で法人後見をどんどんやり始めたのですが、予算的な裏づけがないような状況で動いているというところで、これをどうにかしたいと思って勉強し始めたというところになります。それがきっかけで研究し始めて、今、10年以上、福祉業界にファンドレイジングを広める活動を行ってきたという形になります。

今日は、この4つについて、お話ししていきたいと思います。

まず、福祉活動と資金の関係について、ちょっとお話しできればと思います。

海外だとどういう状況かということを中心に御紹介したいと思うのですが、海外だと、社会課題があつて支援団体があります。支援活動というものを一生懸命やっているのですが、同じぐらい力を入れている活動がファンドレイジングの活動になります。当たり前ですけれども、このファンドレイジングで財源を確保して、そのお金を使って支援活動をして社会課題を解決するというのが、当たり前のようにやられているということです。両方、力を入れているという形が海外の常識、多くの団体が当たり前のようにやっている。福祉業界も例外じゃないということです。

一方で、日本だとどういう状況かといったら、支援活動は同じように一生懸命頑張っているということなのですが、ファンドレイジングについては、積極的な資金調達というところが余りできてこなかった。むしろ、ちょっとタブー視してきたところもあったかもしれません。福祉なのに、積極的にお金を集めてはいけないのではないかとということもあったかもしれません。労力の偏りがあつたということです。

評価されることとしては、支援活動を一生懸命やってきたということなのですが、問題点としては、タブー視してきたということなのではあるけれども、言い方を変えると資金調達を軽視してきたという側面があります。要は、日本では活動を重視するあまり、活動には資金が必要であり、財政基盤を強化しなければ社会的使命も達成できないという現実がちょっと軽視されてきたという状況があったということですね。

具体的にどういう状況かといったら、社会課題・困っている方々がいらっしゃって、権利擁護でも、私が担当していたときもそうです。ニーズが上がってきます。ニーズがどんどん増えていきます。このときに、予算がなくて財源不足で動けない、担当者も配置できないというところで、私が担当していたときも現場は非常に苦しい状況でした。体制強化を図ったり、新しい事業をつくったりして対応していくのが福祉団体の使命なので、今までは行政に対して要望してお金をください、支援をいただくというところが福祉業界の常識みたいな形で動いてきたかなと思います。

ただ、ここでいろいろな理由があって、なかなか十分な財源が得られないところも全国でも増えているような状況になっています。こういうときに、福祉業界はここで諦めてしまうのです。難しいね、なかなかうまくいかないねと諦めてしまうことが非常に多かったということなのですが、ここで押さえておかないといけないのは、福祉団体とか福祉の仕事は、行政からお金をもらって何かをすること自体が仕事じゃなくて、社会課題を解決することだったり、必要な方に支援を届けることが仕事なのですね。

ここで諦めてはいけなくて、寄附金だったり、事業収入だったり、助成金だったり、いろいろな財源にアプローチして、しっかり確保して、必要なニーズにちゃんと支援を届けていく、手を差し伸べていくといった動きが、今、求められていて、実際に動き始めている福祉団体が増えているということです。この青い矢印の部分がファンドレイジングをしている動きになります。幅広い、いろいろな財源を集める形になります。

ファンドレイジングしているところに関しては、財源不足だけが理由じゃなくて、公的財源では対応困難なニーズもできてきている。支援のはざまがあるということがあります。公的財源は、結構万能だと思っている方も多いのですけれども、万能じゃないのです。行政の特徴ということで、例えば法律の留保の原則があるので、制度にないことはなかなか動きにくいとか、そもそも制度化できないものはさらに動きにくい。

公平性の原理があるので、個人的なニーズとか、例えば貧困世帯の子供たちの御飯代とか、めがねを買ってもらえないときにめがねを買ってあげられない。なかなか支援しづらい。ごみ屋敷の片づけも、要は個人宅の片づけになってしまうので、そういうところも支援しづらい。あと、マイノリティも支援しづらいということですね。

あと、単年度予算主義とか首長の任期と交代があったり、定期的な異動もあつたりするので、絶対お金を出し続けます、長期的に支援をし続けますという約束ができないという特徴もあつたりします。したくてもできないということですね。

あと、予算の事前決議の原則があるので、数日以内とか数か月以内に、すぐに事業をつ

くって動くとか予算化して動く、なかなか動きづらいということもあったりする。

あと、行政区域もあるし、事業とか部局の縦割りもあったりするので、これをまたいで支援しないといけないというところには、なかなか支援しづらいことになってくるということですね。

こういった特徴を踏まえて、行政と公的財源が支援しづらいと予想されるニーズはこういったところですよ。要は、制度のはざまのニーズとか、簡単な手助け。高齢者宅でただ電球を替えるだけとか、制度では拾い切れないニーズとか、そもそも選挙で投票する人が少ない年齢層のニーズだったり、これから問題が予想されるニーズとかチャレンジが必要なこと。個人的なニーズ、マイノリティのニーズ。

あと、途中でやめられない長期で継続的な支援が求められるニーズとか、若い知的障害者の方の後見とかは、まさにここに当たるのではないかなと思います。

あと、数日から数か月以内に事業化して即応しないといけないニーズとか、行政区域とか業務とか部局をまたぐ対応が必要なニーズです。

ここに関しては、行政の職員の意識が低いからとか理解がないから動けないとかお金が出せないということじゃなくて、出したくても出せないニーズがあるということです。これが支援のはざまというところですが、これは福祉職とか関係者は支援しなくていいのかといたら、そうじゃないということです。ただ、公的財源とか行政ではなかなか対応しにくいというときに、どの財源を使って、これに対応すればいいかということに出てくるのが公的財源+民間財源ということになります。

世界では結構当たり前だったのですけれども、そもそも社会課題の解決というのは、公的財源+民間財源、両方ないと解決できないということです。具体的に財源はどんなものがあるかということですが、縦が自由度とか独立性で、上が自由度・独立性が高い、下が低い。左が継続率が高い、右が低いのですけれども、補助金、委託金・受託金、助成金というものは、ぱっと書いたらすぐに大きなお金を頂けるという効率はいいものなのですが、期間が決められていたり、自由に使いたい、こっちにも使いたいといっても、なかなか変えられないとか自由に動かしづらい、コントロールしづらいお金ということもあります。

制限も、民間団体から見たら当たり前なのですけれども、外部のお金なので、その組織の言うことを聞かないといけないということで、自由度とか独立性が低いお金という形になります。

事業収入は真ん中ぐらいで、会費、寄附金に関しては、最初のアプローチはちょっと大変ですけれども、手に入ったら何にだって使える。ちゃんとした集め方をしていくと継続率も高くなるという傾向があります。この特徴はあるということですね。財源に関しても、一律じゃない。

ちなみに、これは日本の国際支援団体の平均ですけれども、会費、寄附金、事業収入という自由に動かせるお金が4分の3もあるのです。だから、自由に動けるお金が結構あつ

たりするのですけれども、NGOに関しては、意図的に自由に動けるお金を増やすということをやっている団体も非常に多かったです。

ある国際支援団体の一例ですけれども、これは世界NGOランキングのトップのほう、上位1、2位にいつもいるような団体です。この団体は、寄附金を中心で活動しています。ほとんど100%寄附金で動こうとしているのですけれども、なぜか。一部の政府からお金を受けていた場合、例えば中東で活動しようと思ったら、おまえら、そこから支援を受けているなら、あそこの国の手先かみたいな話みたいになって、拘束されたり、攻撃を受けることも出てきます。戦争をやっている国に行ったら病院を建てて治療していたら、お金をもらっていたら、出してあげるけれども、敵兵を治すなという話になってくるのです。敵兵を治すならお金は出さないという話になる。

例えば、エボラはまだ終息していないのですけれども、一部の村でエボラとかがあって、小さい村にエボラが入って大変なことになっている。そういった医療が届いていないようなところほど優先して行くと決めている団体の場合、そこほど優先していきたいのですけれども、この団体も、その方針でここに行きたいという形になるのだけれども、政府からお金をもらっていると都市部に行ってくださいという話になるのです。要は、ニーズが多いところに行ってください。そこでも制限を受けてしまう。

都市部に行ってくださいと言われて、都市部に行けばいいじゃないかと思われるかもしれないのですけれども、その村の方々はどうなるかといったら、余り大きくないバスに、エボラにかかっている大人も、エボラにかかっていない子供もみんなすし詰めにして、5日間ぐらいかけて車に揺られて移動して、着いた頃にはみんなエボラにかかっている、みんな亡くなるのです。本当に命がこぼれ落ちていくように、みんな亡くなっていく。なので、その村に行ったら治療しないと、その村は救えないのだけれども、政府からお金をもらっていたら支援ができないのです。だから、あえて寄附金中心で活動することでやるべきことができるようにしているのです。

資金の独立性と透明性を保って、どのような権力からの影響も受けずに、自らの決定で必要な場所へ援助を届けるために、あえて民間からの寄附金を主な財源として活動している。

これまでの福祉活動も、今の予算とか財源でどのような活動をするかというのを現場レベルでは考えてきたというところがあります。ただ、これからは、組織や福祉専門職として自分たちの使命を果たしていくためには、どのような資金を活用して活動するのが一番望ましいかということを理解して、使い分けていくことが求められているところで、それもそうやって動く福祉団体も出てきているという形になります。

あと、福祉専門職の方々の、がちがちだとか動きにくいという声を私も聞くのですけれども、これは公的財源のみで活動しようとしているからというのも一因かなと思います。当たり前です。公的財源では、これをしてくださいというお金なので、ルールを決めないといけないので、そうせざるを得ない。なので、自由度と独立性の高いお金を集めて、

本来やるべきことができるようにしていくということが今、求められているという形になります。

これを集めることができたなら、どんなことができるのか。

サービス志向からニーズ志向。サービスに合わせるのではなくて、ニーズに合わせる。ニーズに合わせて自由な事業設計もすぐに動いて、事業改善とかも年度内に動けるようになってくる。行政区域とか行政の部局とかをまたぐときも関係ない、そこにとらわれずに支援できるとか、隣の市でも支援ができるとか、ニーズへの即応もすぐにできる。すぐにサービス開発ができる。

あと、個人的なニーズでも柔軟に、給付とかも自由にできるという形もあります。

あと、行政の複数の部局をまたぐような横串を通すような動きも、財源の縦割りがないので関係ないので、生きるようになるというところもあります。

例えば、埼玉県の三芳町社協さんは、寄附金で子供貧困対策をやっているのですけれども、個人的なニーズへの給付支援というところも、学校関係で定期とかもあるし、学力テストとか模擬テストとか、みんなでつくるTシャツ代とか。困窮世帯に公的財源ではなかなか出せないようなもの。1人だけ出せないと恥ずかしいとか。修学旅行費は出ても、かばん代とか現地で使う着替えとか食費関係とかお小遣いが出なかったりする。そういったところも支援ができています。あるいは、めがねを買ってもらえないところのめがね代とかも出してあげることができている形です。

ここに関しては、あるとき学校の先生から、次の日からの修学旅行に子供が行かないと言っていると社協のほうに連絡があって、社協のほうに関わっているお子さんだったので、多分いろいろなものをそろえられない、親からお金を出してもらえないというところで、子供にメールで連絡して、かばんとか着替えとかお小遣いも全部こっちで用意するから、夕方に迎えに行くから一緒に買いに行きましょう。だから、行ってくださいと連絡したら、ありがとうございます。待っていますと連絡があって、その日のうちに一緒に買物に行って、次の日からの修学旅行に間に合せて行かせることができたのです。そこまで柔軟な動きは、なかなか公的財源ではできにくいところまでできている。

あと、コロナ禍でも、年度内に入っているいろいろな問題が見えてきたので、今までで言うと11ぐらいの新規事業をコロナのために立ち上げて、事業開発しています。これは、寄附金だからこそ柔軟に動けたところかなと思います。こういった動きができるのが、自由度の高いお金の特徴かなと思います。

公的財源も大切で、公的財源を出していただかないと困るのですけれども、プラス民間財源も活用することで、支援の幅が非常に広がる可能性があるのではないかと。要は、私も担当していたときによく分かっていたのですけれども、家族のような支援。そこまで行かないかもしれないけれども、それに今よりもかなり近づけることができる可能性が、こういった財源には秘められているのではないかなと思っています。

では、どうやって集めるかということですが、ファン度レイジング。これは、フ



ファンレイジング協会というのは、世界各国にサミットが行われるぐらいあります。ファンレイザーという担当者もいるのですけれども、その人たちが勉強しているのがファン度レイジングになります。ファン度レイジングというのは、ファンの度合いをどれだけレイジングできるか。ファン、支援者とか楽しさをどれだけ上げられるかがファン度レイジングだと言われています。

ファンレイジングの目的は、資金調達じゃないのです。多くの人に社会課題と有効な解決策を共有して、理解と共感の参加を得て、解決まで一緒に歩む参加者の自立性維持を支えていく取組というところですが、ある有名なファンレイザーは、結構寄附金を集められるのですけれども、寄附金をくださいと言うところがありませんと言われるのです。では、その方が何を伝えているかといったら、子供たちがどんなに苦しんでいるのか、それに対して自分たちがどれだけ有効な解決策を持っているのか。それを丁寧に説明しただけですということです。

なので、まずは多くの人に今の社会課題をしっかりと伝えて、これは大変だね、どうにか自分にできることはないかと言っていただけるくらい、ちゃんと伝えるということです。アメリカと比べて寄附文化の違いを言われる方もいらっしゃるのですが、実は一番の違いはそこだと言われています。日本の非営利団体は、社会課題を伝えていない。なので、まずは社会課題をしっかりと伝える。共感してもらって、何かできることはないかと言っていただいて、ベストな解決策を提案・説明して、これだったら確かに解決できると思う、これだったら応援してもいいと納得していただく。

時にはボランティアかもしれない。任せたほうがいいときは寄附かもしれない。そうやっていろいろな参加をいただいて、社会課題が解決されるまで一緒に歩いていく仲間を集めていくのがファンレイジングなのです。なので、ファンレイジングはフレンドレイジングだとも言われています。こういう動きをしていくという流れになります。

これをしていくためにファンレイジングサイクルというのを意識していくのですが、今日はちょっと時間がないので、ここだけです。事業をつくって、支援者を探して関係構築してからお願いしていくという形ですが、そこで御寄附だったり、ボランティアの御支援をいただきます。日本だとここで終わってしまうことが多いのですが、ここで感謝・報告します。これは、感謝・報告すればいいだけでなく、支援してよかった、また支援したい、ずっと応援していきたいと言っていただけるぐらいまで、ちゃんと感謝・報告して、また関係構築して、お願いして、御支援いただいて、また感謝・報告して、支援してよかったと思っただけで、これを毎年ちゃんと繰り返していきます。

だったらどうなるかという、人件費に使えるぐらい安定した財源になります。日本の私がかかわっている団体とかでも、90%後半ぐらいの継続率になっています。新規をちゃんと入れていくと、ちゃんとプラスにひたすら財源が増えていくのです。安定財源になる。これが世界では当たり前なのですが、日本では一時的なものと思われてきたということです。だから、こういった仕組みをつくっていくところになります。

そうやっていくと、感謝を伝えるだけじゃなくて、団体を知ってもらって覚えてもらって、何回も伝えることでファンになっていただくことができる。となると、1回だけの寄附者じゃなくて、その方々がずっと継続的に一緒に解決していこうと仲間になることで、毎年御支援いただいたり、毎月のように定期的に引き落としでもいいから御支援いただける方が出てきたり、高額寄附者も出てきたり、中には亡くなるまで一緒に関わっていた方が、あなたたちだったらということ、遺贈で頂けるということも出てくるという形になります。

この流れをつくっていくというところで、遺贈になると結構大口の方々も多いのですが、御本人も望む。お子さんがいらっしゃる方々で、最近、遺贈を希望する方が非常に増えているので、こういった方々の受け皿にもなってくるということですね。

では、どんな手法なのかというところですが、いろいろなものがあります。募金箱もあれば、クラウドファンディングとか遺贈、寄附つき商品もいろいろあるのですが、どれを選んでいいわけじゃないです。右は継続率が高いものです。左は継続率が低いものです。使い分ける必要があって、要は継続率の高いもので人件費に使っていったり、左側はどっちかといったら、単発の企画とかスタートダッシュのために使うとか、最初の立ち上げのために使う、単発のものに使う。使い分けていく必要もあります。ただ、いろいろな手法でアプローチすることを既にやっているところが出てきているということです。

特に遺贈に関しては、国境なき医師団がやっていたオープンデータでは、49.8%の方々が遺贈を望んでいるというデータが出ています。この辺、遺言による寄附とか相続財産による寄附が非常に増えているというところになります。特に、遺言作成に関わる士業の方々とか、終活に関わる関係者の方、あと福祉職も、遺贈に関する相談を受けることが最近非常に増えてきています。認知度も上がってきていますけれども、支援したい人も増えている。その中で、相談を受けている方々が知らないことも多いというところもあるので、ここに関する、こういった方々における遺贈寄附の認知度のアップも必要だし、一方で倫理面の整備とか理解の浸透が課題じゃないかなと思います。

あと、寄附関係に関しては、一般の方々からの御寄附という形が基本かなと思うのですが、一部でちょっと注意が必要なところがあって、それが利用者の方だったり、被後見人等の方々からの御寄附の希望かなと思います。そういったところに関しては、利用者とかでも他者より優遇されるような、寄附しなかったら不利益をこうむるような、誤信させるようなことがないようにとか、判断能力が制限されている方々が御希望いただく場合もあるし、寄附を御本人が望まれているけれども、寄附したら、もう支援しないぞと言われてる家族がいる方もいらっしゃるかもしれない。その配慮も必要ということですね。

あと、特に福祉サービスの契約とか後見人の業務を支援する方々で、さらに金銭管理をしている場合とかは利益相反の関係も出てくると思うので、そういったところも配慮が求

められる。一方で、御本人の意思決定の尊重ということもしっかり守っていくというところがあるので、今いろいろなルールを全国共通で整備していく必要があるのかなというところを感じています。

最後、何からファンドレイジングを始めるのか。アプローチの仕方じゃなくて、例えば、これは伊賀市社協の、10年以内に伊賀市における徘徊認知症高齢者の死亡率をゼロにするという計画です。これを達成するためには、家族が家から出たことに気づく事案の増加だったり、近所では近所の人気づいて止めてくれる事案の増加。もっと外に出ていくと、失踪1時間以内に捜索が早く行われるようにするとか、捜索が始まってから9時間以内に発見する。あるいは、事故が予見される場所は対策が取られているとか、認知症自体の発症を減少させる。

これをゼロにするために必要な社会のインパクトをちゃんと書いて、それを実現するために必要な事業を書いて、それぞれの組織がこれだけのお金を集めて実施していくという形ですけれども、要はこれだけの組織がこれだけのお金を集めて、この事業を実施することができて、社会をこういうふうにすることができたら、この一番上を達成することができる。これがロジックモデルというものなのですけれども、これに近いような成果志向の事業づくりをまずして、それを達成するための事業を一緒に実現しませんかという形でやっていく流れになるかなと思います。

最後、ファンドレイジングに対する典型的な思い込みという、福祉業界で私も言われてきたのですけれども、日本には寄附文化がないのではないかと、これだから無理じゃないかという話があるのですけれども、大概のことは意外とエビデンスがないことが多いのですね。地元に企業が少ないから、人口が少ないから無理とか、そんなことはほとんどない。どんな小さい人口が少ないところでも、成功しているところは成功しているので、まずは学んで、しっかり対策を取ってアプローチをちゃんとやっていくということができると、今までよりも自由な支援の仕方が実現できるのではないかなと思います。

以上で終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○上山主査 久津摩さん、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御報告に御質問がある場合、Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いいたします。質問と回答は簡潔をお願いいたします。どなたからでもどうぞ。いかがでしょうか。

水島委員、お願いします。

○水島委員 ファンドレイジングの関係について、本当に詳細な説明をいただきまして、ありがとうございました。

私、ファンドレイジングに関しては、自分自身も経験したことがあるので、その有用性等については非常に共感すべきところがあります。御指摘にあった、諸団体、特に社会福祉関係の団体においては、今の社会が抱える課題や支援の必要性について説明していくことに課題があるという御指摘があったかと思いますが、例えば英国などでは、ソー

シャルインパクト、SROIといった考え方などもあって、つまりは社会的なインパクト、すなわち、団体として何を社会に提供できるかといったことについての説明責任を果たしているような例もあります。社会が抱える課題を社会にきちんと提示していくためには、数値で見える化する等様々なノウハウや戦略が必要になるのではないかと感じました。

質問としては、日本の中で、これからファンドレイジングなどを活用していくとなったときに、既存の団体、例えば成年後見等、権利擁護支援等に関わる団体が、社会課題を適切に提示し、広報していくためにコツとありますか、ノウハウとありますか、その辺りをどのように身につけていくことができるのかお伺いできればと思っております。

○久津摩参考人 ありがとうございます。

身につけていくというところになると、今、准認定ファンドレイザーとか認定ファンドレイザーの資格もあるので、そういった資格を取りながら勉強していくというのも1つの方法なのですが、例えば日本だと一番多いのは、こんな事業をしたい。なので、御支援くださいと言われることが多いのですが、なぜそれをしたいのかというところが抜けていることが多いかなと思います。

成年後見だったら成年後見を普及したいとか、成年後見をどうにかしたい。でも、それは手段であって目的じゃないですね。認知症の方々がどういう状況なのか、あるいは知的障害者の方々、あるいは御家族がどういう状況で、どういうお気持ちなのか。そこをしっかりとお伝えしていくというところから共感というのが始まるのかな。

全くその業界に関わったことのない方は、手段のために御寄附をくださいみたいな話になると、何でそれが必要なのかが分からないということですね。日本の大半のところはそこから入ってしまうので、ある意味月並みな話なのですが、できていないというところが、なぜそれをしないといけないのかという、課題から、今の現場からのことをしっかり伝えるということが、一番シンプルでベストな方法かなと思います。

○上山主査 ありがとうございます。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

それでは、時間も押しておりますので、久津摩さんへの御質問あるいは御意見を含めて、次の意見交換のほうで関連する内容を御発言いただければと思います。久津摩さん、御報告どうもありがとうございました。

それでは、次の議題である「意見交換」のほうに移ります。本日の新たな支え合いの検討に関する有識者からの御報告や質疑応答の全体を通じて、委員の皆様から御発言をいただきたいと思います。時間の都合がありますので、お一人3分のタイマーをセットさせていただきます。できる限り、その3分内で、かつ簡潔に御発言いただければありがたく存じます。画面に今、タイマーが映っていますので、そちらを御確認いただきながら御発言をお願いしたいと思います。

どなたからでも結構です。Zoomの「手を挙げる」機能で挙手をお願いします。

山野目委員、お願いします。

○山野目オブザーバー ありがとうございます。

2つ意見を申し上げます。

今日、都合4人の方からお話を伺っておりまして、1点目は、高齢者の家計や暮らしにかかる事務の総合支援ということの重要性がよく分かりました。総合性ということをも一つのキーワードとして受け止めて、これからの検討を進めていかなければならないと感じます。

本別町社会福祉協議会の方から、滞納整理を含む事務も含め、必ずしも判断能力の減衰を要件としないで活動しておられる御様子を伺い、大変参考になりましたし、日本生命のお話にあった生活支援サービス、それからシニア総合サポートセンターのお話にあった、ずばり総合支援サービスというお言葉をいただいたこともありますし、加えてシニア総合サポートセンターのお話では、初めから任意後見を目指すことはハードルが高い。それについての土壌を培うというお言葉だったのでしょうか、そこがすごく印象に残りました。

それとともに、このような、必ずしも判断能力と必然的な結びつきを持たない周辺の事務にまで拡げて高齢者の在り方を考えていこうということになりますと、局面によっては法律家の幅広い支援が、困難がある事案においては必要になってくる側面があるであろうと想像します。本別町の場合には、弁護士と提携し、協力して、いろいろなことをしておられるというお話ですし、シニア総合サポートセンターは、もともと設立の由来からして弁護士事務所と密接な関係があって始めておられますから、今のところ成功事例の御報告をいただいたと感じますけれども、こういうものをもっと手広く社会的に展開していく際には、広い意味での法律家の支援という含みを持たせた司法との連携をどう考えるかということが1つの課題になってくるであろうと考えます。

今日のお話を十分に認識しておいて、この後、司法連携のワーキングにおいても受け止めさせていただきたいと考えます。司法との連携というと、どうしても裁判所との連携ということを考えがちで、もちろんそれがコアですけれども、先ほど申し上げたような民間の法律家の支援をどういうふうにおーガナイズしていくかも重要であると感じます。

もう一つ、別の種類の意見を申し上げます。サービス提供事業者の外部評価というものを、これから考えていかなければいけないであろうと考えます。COMMNETのお話にあった非営利活動の領域での資金調達ということを成功させていく上でも、そういう仕組みが、これから民間の力を本格的に用いるということを考えていくのであれば、考えていかなければいけないだろうと感じますし、そのような観点も含めて、大変参考になるお話をいただきました。

○上山主査 ありがとうございます。

では、花俣委員、お願いします。

○花俣委員 ありがとうございます。

今日、それぞれに特徴のある新たな支え合いへの多様な取組ということで御報告いただいたかと思えます。ファンドレイジングの久津摩様の報告はかなりインパクトが強くて、

三芳町の社協さんとは少なからず関わりが当会もあるというところです。これらの取組というのは、公的制度を補完するという位置づけなのかなと少し感じたのですが、どこでも、誰でも利用しやすい制度としての理解・普及を図るのが、この促進計画の主なテーマであったかと思うのですが、使う側としては、自分が必要な人なのか、あるいは今が必要なときなのか、そういうことを適時適切に判断するということは大変難しいことだという現状はあるかと思えます。

そこで、前段のお三方の報告に共通していることとしては、公的制度への入口として、財産管理や身上保護を他者に委ねることへの心理的ハードルというのが、こういったものを使うことで下がるようなことも期待できるのかなと感じました。ただし、本別町の取組、課題ごとに個別の様々な事業が展開されているのですが、これは納得できる範囲での費用負担ということのようですが、これをそのまま都市部で導入するのはなかなか難しいかな、財政とか人的資源の確保等の困難さがあるのかなということも感じました。

それから、日本生命さん及びシニア総合サポートセンターさんの御報告に関しては、これはある程度資産というか、経済力のある方が使えるサービスかなということと、併せて、こういった新たな支え合い等が今後一層広がっていった場合に、例えばその前にもありましたように、金融機関の柔軟な対応というのも最近は盛んに取り組まれているという現状もありますので、今日の新たな支え合いを含めて、こういう取組がどんどん広がっていった場合には、公的制度の利用の必要性というのは制限されることもあり得るのかなということも感じました。

民間の力を借りなければ、どうにもならない、動かなくなるような高齢者や認知症の方が増えるという現実がひたひたと迫ってきていますので、こういった取組についても前向きに捉えていく時期なのかなと、今日は感じた次第です。

以上になります。

○上山主査 ありがとうございます。

では、新井委員、お願いいたします。

○新井委員 今日は、3つの大変有益な報告をいただいてありがとうございます。

最初の本別町の笹川さんの報告については、まず在宅福祉ネットワークの組織率が80%であるということについては、地域共生がうまく機能しているということで非常に感心させられました。その上で、成年後見というのは意思能力がなくなった人の権利擁護という独自の制度という側面があります。そうすると、いわゆる重層的な権利支援システムという中で、成年後見制度をどう位置づけるかという問題が出てくると思うのですね。つまり、成年後見の独自性というものが実質的に失われているような気もするのです。もちろん補充性の原則という考え方があって、それでもいいということも言えるのですが、成年後見の位置づけがどうかということが少し気になりました。

具体的に言うと利益相反の問題です。つまり、いろいろなサービスの中の一つとしてあったときに、それを具体的にどういうふうチェックしていくのか。もっと具体的に言う

と、裁判所、司法との連携がどうかというところが1つ課題かなと思って、これからこちらのワーキングでも議論していく必要があると思いますが、そののところ、もし笹川さんのほうであったら御意見をお聞かせください。

2番目の笠原さん、谷川さんの報告については、非常にチャレンジングな報告だったと思います。つまり、新たな支え合い、多様な担い手ということを具体的に提示していただいたのだと考えております。つまり、民間からの参入がどこまで認められるかということで、弁護士さんが参加してきた、弁護士法人のつくった一般社団法人が参入してきたということです。弁護士さんが民間と言えるかどうかという問題があると思うのですが、1つの例として、これをどういうふうに捉えるかというのは専門家会議でも大きな論点となると思いますので、議論していったらどうでしょうか。私は、こういう流れも積極的に前向きに捉えていいのではないかなと考えました。

その上で、谷川さんに1つ質問があるのですが、150件の契約成立のうち、5件が発効したということですが、この際、どういう方が任意後見監督人になられたのでしょうか。裁判所は、その際、何を重視したのか。そして、任意後見受任者としては、何か希望を裁判所に言うことができたのかどうかという辺りについて、もしお答えいただければ幸いです。

それから、3番目の久津摩さんについては、寄附文化の重要性というのが非常によく分かって、ありがとうございます。ただ、現実の制度としては、例えば今の谷川さんの報告にあったように、寄附を前提としないようなサービスが進行しているのも事実です。それから、ある公益信託の例などですと、包括遺贈というのは今後一切認めませんという流れもあるのですね。結構ハードルがある中で、その辺りの障害をどうしていくかということも議論するべきだと思いますが、もし久津摩さんのほうで御意見があったら簡潔にお答えいただければ幸いです。

よろしく申し上げます。

○上山主査 ありがとうございます。

笹川さんから順に簡潔にコメントいただければと思います。

○笹川参考人 それでは、うちのほうの質問について、回答ができるか、ちょっと分からないですけども、本会は特別大きな町ではなくて、先ほどの話で介護サービスが社協として担っている部分が多いということもあって、利益相反の部分を課題に感じている部分もあったりするのですが。申立て時にも、裁判所のほうに、こういった地域で、社協で後見もやるし、介護事業もやっているしという御説明をさせていただきますし、そういった部分で部門を分けているので御理解いただきたいということで御説明させていただいて御理解いただいているという状況になっているかなと思います。

メリットとしても、ふだんの様子を全部後見人が確認できるかということ、難しい部分もあったりするので、そういった部分でいろいろな力を借りて状況が把握できたり、何かあってもすぐに対応できるというメリットはあるのかなと感じているところであります。質問に対しての回答という形にさせていただきます。

○上山主査 ありがとうございます。

谷川さん、いかがでしょうか。

○谷川参考人 御質問ありがとうございます。

任意後見監督人、5件に関して選任されたのは全て弁護士でした。これはなぜ弁護士が選任されたのかというのは、1件2件は貸付金があったりなど、法律家に関わったほうがいいだろうと推察される件はあったのですが、それ以外で特段弁護士でなければいけない事情があったとは、私どもは考えていないですし、こちらからも弁護士でお願いしますという希望も特に申し述べていませんので、その辺り、逆にどういった御判断で選任されているのかというのは、私どものほうがむしろ知りたいなと思っているというお答えになるかと思います。

○上山主査 ありがとうございます。

久津摩さん、いかがでしょうか。

○久津摩参考人 まず、寄附を前提としない支援をするという流れというところは、あくまで受益者の方々とか被後見人の方々からという前提じゃないかなと思うのです。要は、逆に一般の方々からの寄附を頂かない支援をしないといけないというルールは、世界でも日本でも余りないかなと思います。なので、まずは一般の方々というところと。

あと、資料の中の倫理的配慮が求められる可能性のあるポイントというところの下から2番目に、支援いただく方々がサービスの利用者とか御家族に偏っているというのが、まず問題だということも書かせていただいているのですけれども、基本的には一般の方々からいただいて、一部そういった方々もいる可能性があるのだけれども、そこに関してはルールが必要ということでお話しをさせていただきました。

あと、包括遺贈を認めない流れがあるというのは、私はちょっと聞いたことがなかったところですが、基本的に包括遺贈、イコール遺贈寄附じゃなくて、例えば10万円でも5万円でもいい、財産の1%でもいいというところが遺贈寄附という形になるので、そういった選択肢が1つあるということを御本人が選べるということが大切なのかなと考えております。

すみません、以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

では、お手が挙がった順番で、星野委員、西川委員の順でお願いいたします。

○星野委員 ありがとうございます。

今日は、4つの報告ありがとうございました。

本別町の取組は、以前、本会も調査研究事業でさせていただいて、改めて地域がよく見えているところの中の、既存のサービスありきでサービスするのではなくて、地域の課題からしっかり取り組まれているという実践を聞かせていただいたと思います。

それから、2つ目の報告のシニア総合サポートセンターさんのところは御質問させていただいたのですが、こういった取組は、日常的な入口の支援でこそ重要なかなと思って、そ



ういったところでの連携の在り方というところで、包括支援センターや中核機関と今後どのようにつながって情報提供されていったりするのかなというところを感じたところです。

それから、料金設定については、利用する高齢者の方、障害のある方、御家族の方、なかなか分かりにくいという中では、住田委員もおっしゃられていましたけれども、団体に対する何らかのチェック機能というか、サポート機能というものが必要というのは、本当にそのとおりだと思っていて、例えばそれを中核機関の中の地域連携ネットワークのような、このワーキングのテーマですけれども、こういったところにいろいろな団体に関わる中でそういった機能を持たせていくということが、1つ重要な取組になるのかなと思いました。

それから、久津摩さんのお話は、福祉関係者としては目からうろこと言うと変ですが、発想の転換というのがすごく求められていると感じまして、これをしたい目的は何なのかという現場からの課題とおっしゃられたと思うのですが、そういったものを発信していくことはとても大事だと思いましたが、公的資源だけでは今後厳しいという中では、いろいろな取組を取り入れていきながら考えていくことが大事だということで、改めて勉強できたと思います。

どうもありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

西川委員、お願いします。

○西川委員 私からは、身元保証等高齢者サポートサービス、というと死後事務の部分も含まれる場合もあるのでありますが、その辺りについて意見を述べさせていただきます。

この分野は、既存のサービスのすきまを埋める事業という側面があるからだと思いますが、既存の事業を見ていると、どうも中身がふわっとしているというか、サービスの内容と、それに対する対価が不明瞭なケースが多いのではないかと感じていました。それが、例えば司法書士という立場ですと、消費者被害のような訴えにつながっているケースを見聞きすることが多いと思っております。その点、今日の御報告の事例は、サービスごとの契約でサービスを細分化している、個別にサービスを選べるというところで、きめの細かいサービスを可能にしている。明瞭にしているという点が非常に素晴らしいなと思いました。

特にこれが分かりやすかったのが本別町の社協さんの御報告で、規模が小さいからこそ、もともと大量の契約を想定していないところから、丁寧な説明が当然可能になりますし、それがサービスと対価を細かく説明した上で納得してもらって利用していただくということにつながっていると思います。

一方、これが規模を大きくしていった場合、採算性の質問をさせていただいたのですが、本別町さんでは、いろいろなほかの事業との関係で何とかなっているという説明だったのでありますが、これを単体で事業としてやっというときに、どうしても採算性の問題というのは避けて通れないのかなと思います。ここが課題なのかなと。

そこで、例えば公的サービスといいますか、行政の関与というのがどうあるべきかというところも難しいのですが、1つ、私が考えているのが、今、住田さんからもお話があったと思いますけれども、こういう事業というものが全くどういう状況か分からないというところからスタートしていますので、例えば透明性の確保、透明性への配慮といった辺りがどこまでできているのかとか、あるいは預託金の分別管理がちゃんとできているのかといった辺りをチェックする仕組みが求められているのかなと思いました。

以上です。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、今回のこうした新しい取組について、当事者サイドとしてどのような御感想をお持ちかを含めて、櫻田委員のほうからも御意見を伺いたいと思います。よろしく願います。

○櫻田委員 ありがとうございます。櫻田でございます。

今回御報告いただいた3つの報告内容なのですが、私自身も初めて知ったものが多くて、こういうものがあるのだなということですのでごく勉強させていただいたなと思っ

ているのですが、全国的に多分似たようなものもたくさんあると思いますし、こういういい取組とか、こういうものが当事者サイドとして使えるのだというものを、もっと周知していてもいいと思っていますので、その同じ地域の方もそうですし、それ以外の地域の方にもぜひ知ってもらえるような何かがあるといいのかなというのが、率直に思った感想です。

私たちとしても、成年後見制度だけではなくて、そこに附属する、そこに行くまでの制度で何か使えるものがあれば使いたいという声も結構聞いていたりするので、そういうものも市役所とか役所サイドとかではなくて、それ以外のところでも、こういうものが使えるよというものを聞いたりできるような環境があると、より制度利用にもつながっていくと思いますし、逆に言うと私たち自身もありがたいと思っているところはありますので、ぜひもっと周知をたくさんしていただければいいかなと思っています。

すみません、感想めいたことですが、以上になります。

○上山主査 どうもありがとうございました。

それでは、永田委員、青木委員、中村委員の順で御発言をお願いいたします。

○永田委員 私のほうからは、先ほどの西川先生と少し重なる部分もあるのですが、少し感想と意見を申し上げたいと思います。

まず、前提として、入院とか入所・入居に伴って保証人などが求められることになって困るということが社会問題化してきています。本来、慣習に基づいた、特定の人に全てを任せるというやり方が時代に合わなくなってきていて、求められている機能を明確にして、多様な形で伝えていく方法を考えていくべきだというのが私の基本的な立場ですので、その意味では、本別町さん、シニア総合サポートセンターさんの取組は大変参考になりました。ありがとうございました。

その上でということになりますけれども、例えば実際に入院するときに突然保証人が求められて、事業者等との契約が求められるといったことは実態としてはあるわけで、これは財産のある方、ない方、また判断能力が十分な方、不十分な方、いろいろな方が同じようなことで困られるということがあるかと思えます。

1つは、今回の本別町さんのように、社協のような公益的な団体が、信頼に基づいて、他団体とも連携しながら進めていくという方法もあるかと思えますが、社協で全てやれば解決できるかという点、そうでもないと思えますので、今回御報告いただきましたような、移行型の任意後見や事業者も含めて、保証人に求められてきたような機能を分解して、自身で選択できるように整備していくことも大事なのではないかなと考えています。

この場合、御発表の中にもありましたし、また、皆様の意見にもございましたとおり、例えば遺贈を求められるとかサービス利用を誘導されるといったことも実際には起こっているわけで、地域連携ネットワークに参画していただいて透明性を高めていくとか、法人の適格性や利益相反、それから、今回テーマであった寄附についてルールを定めるとか、そういう信頼できる仕組みにしていけないと、安心して利用できないのではないかなと思えます。その意味で、多様な仕組みをつくっていくことについてのルールや仕組みづくりについて、国としての何らかの検討、それから調査や研究といったことをぜひ進めていただきたいと思っています。

ほかの委員の先生方からも、サポート事業の監督体制が不十分であるという御指摘もありましたけれども、ぜひこの点について、国としても取組を検討していただきたいと思えます。

以上になります。御発表いただきました皆様、ありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

では、青木委員、お願いいたします。

○青木委員 ありがとうございます。

今日は、4人の方の御報告ありがとうございました。

今日は、新たな支え合いというテーマですけれども、まずベースに考える必要があると思えますのは、新たな支え合いというプレーヤーを探す前に、権利擁護として地域で困っている課題というものを、地域の福祉の課題としてしっかりと捉える土台づくりの中で、自発的に地域の中から生み出すものではないかという観点だと思っています。そういう意味で、本別町では、地域の福祉の強固なネットワークの中から出てきた実際のニーズを具体的に組み立てていただいたということで、地域福祉の中に根付いた制度として育てていただいているのではないかということ強く感じました。

こういったことが、いわゆる地域福祉だけで展開できるかということについて、士業を中心に、より民間の力も要るのではないかということも言われているわけですし、今日の御報告もそういった観点が入っていると思えますけれども、一方で、例えば悪いかもしれませんが、タワーマンションでオートロックになると、地域の中からその住民が孤立して

いくということが地域福祉の大きな課題の一つとして言われますけれども、そういった民間の様々な力を活用することが、地域福祉の住民同士の支え合いというところとどのように関係していくかということも十分に考えながら、展開する必要があると思っています。

そういう意味では、今日の御報告で、民間の地域包括や地域との連携も意識するというお話がありまして、今後はそういった民間の力というのがいかに地域の中で一員となれるかということについて、どういう仕組みなり慎重な配慮が必要かということも、特に都市部においては大きな課題ではないかと思っています。民間の、特に保険会社は様々なニーズを全般的に取り入れて事業化していったところが、日本で優れている1つの業界ですけれども、そこが的確に捉えられている1つのニーズを、より広範な皆さんで支えていくという展開にしていくということが課題かなと思って感じておりました。

いずれにしても、そういった新たな支え合いの前提には、地域福祉をベースにする。そこにおける地域の住民の権利擁護のニーズをベースにしながらか展開していくという視点を忘れずに取り組むことが大事ではないかと思いました。

ありがとうございます。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、最後に中村委員、御発言をお願いいたします。

○中村委員 4名の方の御発言、大変ありがとうございました。勉強になりました。

それで、今回御発言いただいたテーマが新たな支え合いということで、そこで出されていたキーワードは、従来から進めていた信頼関係の構築であったり、活動財源の問題。そして、具体的な事業を展開する中で、久津摩さんが言ったように、手段を住民に見せて、具体的な本質としての目的とか、その狙いというものをしっかり住民に見せているのか、発信しているのかということ、再認識させていただきました。大変ありがとうございました。

私のほうから、本別町さん、北海道でございますので、その部分について、特に地域づくりの中での住民相互の支え合いという視点が、私どもも一番重要だと思っていますので、そこについて北海道の実情も含めてお話をさせていただきたいと思います。北海道において本別町の取組みというのは道内でも先駆的な取組みで、1つのモデルになっている地区でございます。その基本は、誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けることのできる地域づくり、福祉のまちづくりに、地域全体で取り組んでいるところです。

もともと北海道は、他の県と違いまして、民生委員さんエリアという単位ではなくて、支え合いの単位を町内会単位という形で平成2年から取り組んできており、町内会連合会においても「ひとりの不幸もみのがさない住みよいまちづくり全道運動」というものをスタートさせていただいており、社協と町内会の住民参加による住民相互の支え合いの機運を高めるという仕組みをつくってきており、それが1つベースにあるかと思っています。

その中でも、本別町においては、早くからそういう住民相互の支え合いの取組を行って、既存のサービスだけではなくて、サービスからこぼれた方々を支える仕組みという形で、

フォーマル、インフォーマルサービスのコラボ展開というところがされてきて、これが大変モデル的だと私たちも思っております。

そして、笹川さんのほうからもありましたけれども、各都道府県で日常生活自立支援事業の進め方、対象というものに若干差がある中で、北海道においては、先ほどお話があったような、入所であったり、グループホーム等々の方が対象外という中でも地域で困られている方がたくさんいるということで、本別町さん以外にも多くの市町村社協さんでも独自のサービスをつくっていますが、そういう体制づくりというものが、本別町での権利擁護体制の厚みを持っていると思っています。

このような仕組みを継続的に進めていく中では、先ほど出たいろいろな財源の確保というのもあるのですが、住民理解、そして安定的な提供ということを考えたときに、公の継続的な協力と理解が必要だと思いますので、社協としてもいろいろな財源確保、そして住民の理解というのも得ていきますが、その辺の協力体制、支援というところも、今後また、この権利擁護を含めた中で考えていただければありがたいということで、住民相互の助け合いの基盤は公私協働でというところを1つ報告させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

今日はどうもありがとうございました。

○上山主査 ありがとうございます。

それでは、まだまだ御発言のある方もいらっしゃるかもしれませんが、残念ですが、時間になりましたので、意見交換の時間はここまでとさせていただきます。

今回のワーキング・グループで示されました各地域の多様なアクターの参加、特に民間による先進的な取組という視点については、次回以降の議論の中でさらに深めていければと思います。また、こうした取組の全国的な展開の可能性については、厚生労働省のほうで、例えばモデル事業の実施を視野におさめて、その実効性などについて引き続き御検討いただければと思います。

特に、市民参画による地域の権利擁護活動の財政基盤づくりというのは、非常に大きな課題であると感じました。この点については、例えばですが、後見利用者の遺贈について、利益相反性を排除した形での公的な受け皿を、都道府県のレベルで整備するといった方策なども一考に値するかなと思います。例えば、各都道府県に地域の権利擁護活動の支援を目的とした公益信託などを設定して、その給付金を市民参画型の権利擁護活動の運用コストに充てていくといったことが考えられるでしょう。給付金の具体的な使い道としては、後見報酬を直接助成するというよりも、市民後見人の養成研修や継続研修に関する助成、市民後見人が参画している法人後見実施団体への助成。例えば、地域の市民後見人や親族後見人に対する専門職の相談支援に関する費用の助成といった、地域の市民参画を継続的に後押しできるような基盤を支える方向でのお金の出し方というのが望ましいのではないかと、個人的には考えています。

もちろん、今の話は、本日の御報告を受けた私の個人的な思いつきにすぎませんので、

今後、委員の皆様からもいろいろなアイデアをいただいて、持続可能な地域の権利擁護の財政的基盤づくりという視点も含めた議論を続けさせていただければと考えています。

それでは、本日の議事は以上とさせていただきます。御多忙の中、どうもありがとうございます。

事務局から今後の予定についての御連絡をお願いいたします。

○成年後見制度利用促進室長 事務局です。

第6回地域連携ネットワークワーキング・グループは「多様な主体の参画マル1〈各種専門職団体〉」をテーマとしまして、5月20日の午後2時から開催を予定しております。

また、本日の議事録については、速記が起きてきた後に委員の皆様それぞれに確認いただいた上で、ホームページに掲載いたしますので、よろしくをお願いいたします。

本日も積極的な議論ありがとうございました。

○上山主査 それでは、本日の議論はここまでとさせていただきます。御多忙の中、どうもありがとうございました。